

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成16年3月11日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 総務常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、林監査委員、選挙管理・公平・ 固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（安藤委員、本保委員、森西委員）	
散会の宣告	64

## 総務常任委員会記録

平成16年 3月11日(木) 午前10時 1分 開会  
午後 4時57分 散会

1. 場所  
大会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 大澤勝哉 委員 本保加津枝  
委員 山本善信 委員 安藤 薫 委員 森西 正

1. 欠席委員  
なし

1. 説明のため出席した者

市長 森川 薫 助役 小野吉孝 収入役 八木靖彦  
市長公室長 中西 肇 市長公室次長 羽原 修  
同室参事兼人事課長 中岡健二 秘書課参事 山野芳男  
政策推進課長 有山 泉 同課参事 吉田和生 人事課参事 杉本正彦  
人権政策室人権同和对策課長 中野泰男 同室女性政策課長 竹田 進  
総務部長 奥村良夫 同部次長兼財政課長 川崎 修  
同部参事兼総務防災課長 南野邦博 同部参事兼情報管理課長 小寺芳政  
同部参事兼市民税課長 奥田秋広 同部参事兼固定資産税課長 西村勝彦  
同部参事兼納税課長 井田博敏 同部参事兼契約検査課長 石田光次  
情報管理課参事 高山真弓 同課参事 村江 卓 契約検査課参事 梨木幸三  
収入役室長 田村孝行  
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 林 州彦  
同局次長 杉浦 徹 同局参事 大砂 涉  
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好  
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 予防課長 水田謙二 同課参事 池沢弘員  
警防第1課長 北居 一 同課参事 関口一男 警防第2課長 埜口節夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 中川 顯 同局主幹 船寺順治

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成16年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成15年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第24号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
議案第 5号 平成16年度摂津市財産区財産特別会計予算  
議案第12号 平成15年度摂津市財産区財産特別会計補正予算  
議案第19号 摂津市職員の退職手当の特例に関する条例制定の件  
議案第21号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第20号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び摂津市水道企業職員の  
給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第22号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例制定の件

(午前10時 1分 開会)

三好委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森川市長。

森川市長 おはようございます。

委員の皆さん方には何かとお忙しい中、過日の本会議で付託されました案件につきまして、早速総務常任委員会を開催賜り、まことにありがとうございます。

何とぞ、よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のごあさつにさせていただきます。

なお、この場は一たん退席いたしますが、在庁いたしておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

三好委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山本善信委員を指名します。

審査の順序につきましてはお手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三好委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 2分 休憩)

(午前10時 3分 再開)

三好委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

奥村総務部長 それでは、議案第1号、平成16年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分について目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、23ペー

ジ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ2億9,620万円の減となっております。これは恒久的減税による減収に加え、給与収入総額が5年連続減少していることなどを考慮し計上したものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ1億3,640万円の減となっております。これは主要法人において特別損失の計上が続いていることなどによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ1億8,190万円の減となっております。これは家屋については新增築による増が見込まれるものの、土地については地価下落により評価額が減少していることによるものでございます。

次に24ページ、目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ240万円の増となっております。これは日本郵政公社所有分の納付金に係る増でございます。

項3、軽自動車税は350万円の増となっております。これは四輪乗用車の増加によるものでございます。

25ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ3,440万円の減となっております。これはたばこの消費本数が減少していることによるものでございます。

項5、都市計画税は、前年度に比べ5,700万円の減となっております。これは、固定資産税と同様の理由によるものでございます。

26ページ、款2、地方譲与税、項1、所得譲与税は、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止・縮減の代替財源として、新たに措置されたものでございます。

項2、自動車重量譲与税は、前年度と

同額を計上いたしております。

27ページ、項3、地方道路譲与税は、前年度に比べ1,400万円の減となっております。

款3、利子割交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

28ページ、款4、配当割交付金及び款5、株式等譲渡所得割交付金は、平成15年度地方税法の改正に伴い新たに設けられたものでございます。

29ページ、款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ8,000万円の増となっております。これは、平成15年度決算見込額等を参考に計上いたしたものでございます。

款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ50万円減額いたしております。

30ページ、款8、自動車取得税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

款9、地方特例交付金は、前年度に比べ8,000万円の減となっております。これは、平成15年度決算見込額等を参考に計上いたしたものでございます。

31ページ、款10、地方交付税は、前年度に比べ2億3,100万円の増となっております。これは、平成16年度において交付税総額が抑制されるものの、市税の大幅な減少により、基準財政収入額が減少するため、前年度と同程度の交付が見込まれるものでございます。

款11、交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では、庁舎施設等使用料を、また36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料などを計上いたしております。

続きまして、43ページをお開きくだ

さい。

款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務委託金では、指定統計調査委託金などを計上いたしております。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、緊急地域雇用創出特別基金事業補助金などを計上いたしております。

次に53ページ、目9、振興補助金は、前年度と同額を計上いたしております。

項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

55ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、前年度に比べ2,261万9,000円の増となっております。これは、市有地の有効活用による民間事業所への土地貸付収入を計上いたしたものでございます。

目2、利子及び配当金では、各種基金利子を計上いたしております。

57ページ、款17、寄附金は前年度と同額を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度に比べ2,137万4,000円の増となっております。

これは、市場池貸付収入の20%相当額のほか、味舌上第2分団消防ポンプ車倉庫底地購入費を計上いたしております。

58ページ、項2、基金繰入金、目1、減債基金繰入金では、前年度に比べ5億3,849万2,000円の減となっております。

目3、公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金からの借入金14億2,100万円を計上いたしております。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度と同額を計上いたしております。

59ページ、項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ10万円の減となっております。

項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、浸水被害に係る貸付金償還金を計上いたしております。

60ページ、項4、雑入では、大阪府市町村振興協会交付金や水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして64ページ、款20、市債は、全体で前年度に比べ39億1,670万円の増となっております。本年度発行予定いたしております市債といたしましては、目1、総務債及び目3、土木債では借換債、目4、消防債では消防施設整備事業債、目5、教育債では借換債のほか、小学校トイレ改修事業債など、目6、市民税等減税補てん債及び目7、臨時財政対策債についてはそれぞれ減税影響額や、普通交付税不足額を補てんする特例地方債となっております。

借換債以外の借り入れ限度額及び借り入れ方法などにつきましては、12ページの第3表地方債に記載いたしております。

続きまして、歳出でございますが、70ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては76ページまでに記載いたしておりますとおり、そのほとんどが事務執行経費でございます。

76ページ、目2、文書広報費は、文書の郵送料などに係る経費を計上いたしております。

77ページ、目3、会計管理費は、収入役室に係る事務執行経費を計上いたしております。

78ページ、目4、財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などを計

上いたしております。

80ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に対する賠償金を計上いたしております。

82ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

89ページ、目16、財政調整基金費、目17、公共施設整備基金費、目18、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

90ページ、項2、徴税费、目1、税務総務費、92ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

103ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計調査に係る人件費や統計調査員の研修経費などを、104ページ、目2、指定統計調査費は、各種指定統計調査に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、181ページをお開きください。款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は、各種備蓄物品の購入や防災演習に係る経費などを計上いたしております。

次に、221ページをお開きください。款9、教育費、項7、保健体育費、目3、体育施設費のうち、公有財産購入費9,900万円につきましては、土地開発公社健全化対策事業に基づく、教育用地の土地購入費でございます。

222ページ、款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ47億2,040万5,000円の増となっております。これは、市債の借換債分48億6,670万円を計上いたしたことなどによるものでございます。

目2、利子は、前年度に比べ1億1,769万3,000円の減となっております。

ます。

224ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金は、公共施設整備基金からの借入金に対する利子償還金でございます。

款12、予備費は、前年度と同額となっております。

続きまして、議案第9号、平成15年度摂津市一般会計補正予算第6号のうち、総務部等の所管する事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、8ページの第3表地方債の補正のうち、追加分の千里丘三島線交差点改良事業につきましては、土地の買収事業の確定に伴い、新たに起債許可が見込まれるものでございます。

9ページ、変更分につきましては、臨時財政対策債の起債許可額が確定したことに伴い、その起債の限度額を増額いたすものでございます。

次に、歳入につきましては12ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、1億円の減額で給与収入総額が当初見込み以上に減少したことによるものでございます。

目2、法人は、2億5,000万円の減額で、新たな大口法人の特別損失計上があったことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、5,000万円の増額で、償却資産について、新規投資による増が当初見込を上回ったことによるものでございます。

15ページ、款12、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務委託金は、執行額の確定に伴い、指定統計調査委託金の減額などを計上いたしております。

16ページ、款13、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、事業費の変更に伴い、緊急地域雇用創出特別基金事業補助金の額を減額いたしております。

18ページ、款14、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金は、財政調整基金などの利子がほぼ確定したことに基づくものでございます。

19ページ、款16、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、味舌上財産区からの繰入金でございます。

20ページ、款18、市債は、先ほど申し上げましたとおり、事業費の確定により新たに起債許可が見込まれるもの及び起債限度額を増額があったものを計上いたしております。

続きまして歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては事業費を精査し、経費の節減に努める中で、見込める不用額につきまして、減額をいたしたもので、その所要額を22ページから24ページまでの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、24ページの目4、財産管理費、26ページの目10、電子計算費、29ページの項2、徴税费、33ページから34ページまでの項5、統計調査費、47ページの款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費、57ページの款10、公債費、項1、公債費、目2、利子において計上いたしております。

次に、今回増額補正いたしております項目につきましては、27ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目16、財政調整基金費で、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金積立金を計上いたしております。

28ページ、目17、公共施設整備基金費、目18、減債基金費、目19、土地開発基金費は、それぞれ基金利子を積み立てるため計上いたすものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

三好委員長 市長公室長。

中西市長公室長 議案第1号、平成16年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、33ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料で、女性センター使用料を計上いたしております。

60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入で、退職手当水道事業会計負担金、派遣職員給与等負担金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、70ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務、女性政策推進に係る業務など、各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

人事課予算につきましては、前年度に管理職養成等研修委託料や業務改善等研修委託料が計上されていたことから、650万6,000円の減額となっております。

76ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布に係る経費のほか、ホームページの情報追加及び更新に係る経費などを計上いたしております。

80ページ、目6、企画費では、政策推進課に係る事務経費を計上いたしております。

84ページ、目12、女性政策費では、男女の共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。

目13、女性センター費では、活動専門員の増員により、前年に比べ191万5,000円の増額となっております。

このほか、女性センター管理運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

87ページ、目15、諸費においては、人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。

人件費に係ります予算につきましては、225ページ給与費明細書をご参照賜りたいと存じます。

平成16年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算として4億5,293万円、一般職に係る予算といたしまして、70億3,955万円、総額74億9,248万円を計上いたしております。

対前年度当初予算と比較いたしますと、8.0%、5億9,827万2,000円の減となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は、報酬が3億184万6,000円、給料が30億152万4,000円、職員手当が31億1,568万4,000円、共済費が10億7,342万6,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減についてご説明を申し上げます。

給料では、2億4,796万円の減額となっております。その内訳は、普通昇給分として2,629万2,000円の増額となったものの、人事院勧告による給与改正で3,291万1,000円の減額、その他採用、退職、会計間の移動によるもので2億4,134万1,000円の減額となっております。

職員手当では、2億5,517万円の減額となっております。これは人事院勧告の実施に伴い、期末手当で前年度より

7,778万円の減額となっているほか、採用、退職、会計間の移動などによるものでございます。

共済費では、1億995万円の減額となっております。この主な要因といたしましては、市町村共済組合の年金の掛け金料率が改正され減少したことのほか、採用、退職、会計間の移動によるものでございます。

続きまして、議案第9号、平成15年度摂津市一般会計補正予算（補正6号）のうち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出についてでございますが、22ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、対象者の減などによる職員健康診断委託料や教養研修費負担金の減額などのほか、人事課の業務執行経費1,165万9,000円を減額いたしております。また、人件費に係ります予算については、58ページ、給与費明細書をご参照賜りたいと存じます。

給料で年度途中の退職者4名があったことなどにより、353万6,000円を減額いたしております。

職員手当では、2億359万2,000円増額となっておりますが、主な要因は、退職手当で当初予定いたしておりました定年退職者以外に退職者が生じたため、2億1,412万3,000円の増額をいたしたことによるものでございます。

25ページ、目6、企画費では、政策推進課の業務執行経費を、27ページ、目12、女性政策費、目13、女性センター費では、男女の共同参画社会を目指すための経費や女性センター管理運営に要する経費など、女性政策課の業務執行経費を、目15、諸費では、平和事業、

人権啓発事業など人権同和対策課の業務執行経費を決算見込により減額いたしております。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

三好委員長 稲田消防長。

稲田消防長 それでは、議案第1号、平成16年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、消防使用料は、消防本部施設の使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可申請手数料等及び罹災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、消防費国庫補助金は、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材整備に伴う消防施設整備費補助金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

62ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、消防本部所管分は消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、174ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は9億8,463万1,000円で、前年比1.2%、1,174万円の減額となっております。

予算概要につきましては、99ページから104ページにかけ記載いたしておりますので、あわせてご参照ください。

175ページ、旅費は、救急救命士養成に係る研修所への派遣及び大阪府立消防学校などへの職員研修派遣に係る普通旅費でございます。

175ページ、需用費は、被服及び緊急情報システムに係る消耗品及び消防車両や消防庁舎の維持管理経費等でございます。

176ページ、委託料は、庁舎総合管理委託料及び指令業務に係る緊急情報システム等保守管理委託料などが主なものでございます。

177ページ、備品購入費はNOx・PM法の規制対象となる高規格救急自動車の更新及び高度救命処置用資機材の整備に係る経費などでございます。

負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金及び救急救命士養成研修や消防学校への職員教育派遣に係る負担金並びに消火栓の新設、修理に係る負担金などでございます。

179ページ、目2、非常備消防費は5,631万円で、前年比66.9%、2,256万2,000円の増額となっております。

これは、味舌上第2分団消防ポンプ車倉庫の底地購入が主な理由でございます。報酬は、消防団員に対する報酬でございます。報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。

旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等に係る費用弁償でございます。

需用費は、消防団員への貸与被服、消防団、消防車両の維持管理経費などでございます。

手数料及び180ページの委託料並びに公有財産購入費は味舌上第2分団消防ポンプ車倉庫の底地の購入に係る不動産鑑定手数料、確定測量委託料、土地購入費でございます。

なお、土地購入に係る財源につきましては、財産区財産特別会計から繰り入れるものでございます。備品購入費は、小型動力ポンプの更新に係る経費が主なものでございます。

負担金補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金などでございます。

以上、平成16年度摂津市一般会計のうち、消防本部に係る事項につきましての補足説明をさせていただきます。

次に、議案第9号、平成15年度摂津市一般会計補正予算(第6号)のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、19ページ、款17、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の自動車損害賠償保険金は、味生出張所に配備の消防ポンプ自動車の交通事故による全国市有物件災害共済会からの共済金でございます。

続きまして、歳出でございますが、47ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の工事請負費は、消防ポンプ自動車購入に係る執行差金を減額いたしましたものでございます。

以上、平成15年度摂津市一般会計補正予算(第6号)のうち、消防本部に係る事項につきましての補足説明をさせていただきます。

三好委員長 林局長。

林監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、議案第1号、平成16年度摂津市一般会計予算のうち、監査委員・選挙管理委員会・公平委員会及び固定資産評価審査委員会に係ります項目につきまして、その補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、44ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、

目1、総務費委託金は、来る7月11日執行の参議院議員通常選挙に係る委託金でございます。

次に、歳出でございますが、81ページの款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び82ページの目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬などの管理経費でございます。

次に、97ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては委員報酬などの管理経費でございます。

次に、99ページの目2、参議院議員通常選挙費でございますが、これは歳入で申しあげましたように、来る7月11日に執行されます参議院議員通常選挙に係る投票立会人等の人件費や入場整理券などの需用費、ポスター掲示料、設営撤去委託費などの執行経費でございます。

次に、101ページの目3、市長選挙費でございますが、これは10月11日の任期満了に伴う市長選挙に係る経費でございます。

次に、105ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬及び事務管理経費でございます。

以上、予算の補足説明をさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成15年度摂津市一般会計補正予算(第6号)のうち、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会にかかります項目につきまして、その補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、15ページの款12、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙に伴う委託金の確定により減額するものでございます。

次に、17ページの款13、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は平成15年4月13日執行の大阪府議会議員選挙に伴う委託金の確定により減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、26ページの款2、総務費、項1、総務管理費、目9、固定資産評価審査委員会費では、委員報酬等の精査に伴い減額するものでございます。

次の31ページの款2、総務費、項4、選挙費、目2、府議会議員選挙費につきましては、執行経費の精査に伴い減額するものでございます。

次に32ページの款2、総務費、項4、選挙費、目4、衆議院議員総選挙費につきましては、執行経費の精査に伴い減額するものでございます。

以上、補正予算の補足説明をさせていただきます。

三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑者は、ページと款項目を言っていたら質疑していただくようお願いいたします。

安藤委員。

安藤委員 予算書の23ページ、前年比で7億、市税収入が落ちています。その内訳として市民税が4億3,260万円減っているということであります。

その中のご説明もいただいたのですが、個人市民税の中でも個人均等割が前年度と比べますと1,450万円ほど増えています。これの増額の予算にした根拠について。あわせて個人所得割が落ち込んでいるという給与所得の5年連続の落ち込みというご説明もいただいたわけですが、所得割の大半を占めています給与所得者の納税義務者での数であるとか、給与所得者の収入は一体どのような状況に

なっているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、法人市民税について、前年比で1億3,640万円落ちています。均等割では前年と同額になっていますが、法人割では1億3,640万円の減ということになっています。ただ、補正予算の12ページにあります。補正予算では2億5,000万円の大きな法人市民税の減額になっていますので、15年度の補正後と比べますと、16年度の当初予算の見込額というのは若干増額の予算というふうになっていますが、その点の根拠についてお聞かせをいただきたいと思います。

あと、いつもお聞きしているのですが、法人割の中で特に税額の大半を占めているといわれています、1号、2号法人、先ほども主要法人の特別損失の増額による法人税の減収というご説明をいただいたわけですが、1号、2号法人の数、それから税額の中でどれぐらいの割合を占めているのか、その特別損失の具体的な個別の中身までについてはなかなか触れにくい、わかりにくい部分もあるかと思いますが、その点についてわかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく市税の中で、固定資産税についても前年に比べますと1億9,000万ほど落ち込んでいる。市税収入の中でも5割以上を占めている固定資産税なわけですが、土地の下落というお話もいただきましたし、昨年度たしか評価替えもあったかと思いますが、その点の土地の減額、それから償却資産の減額について、あわせて補正予算12ページの償却資産が逆に5,000万円の増額になっておりますので、その点の根拠、要因等をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、償却資産について、工場などのいろいろな動産関係が課税対象になるかと思うのですが、主な対象というのは一体どういうものになるのか。その課税対象となっている納税義務者は、やはり法人割のように主要法人に大きなところでの償却資産に係る固定資産税大半を占めているのか。それとも広く均等割というのはちょっと表現おかしいですけれども、広く多くの市民の皆さんから集めているようなものになっているのか。ちょっとその辺の性格上のものについて、参考にお聞かせいただけたらと思います。

続いて、予算書28ページ、地方税制の変更によって新たに生まれたとご説明をいただきました配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金について、それぞれ新たな財源ということで計上されておりますので、最初にその概要等について教えてください。

30ページ、地方特例交付金も前年度の決算見込からの推計で8,000万円減の4億6,000万円が計上されています。地方特例交付金というのは恒久的減税に伴う減収額の一部を補てんすることだと思っております。その恒久的減税の額、具体的にどのぐらいになるのか。見込んでいる減額、恒久的減税に伴う減収額、そこからはじき出されてきた地方特例交付金とのつながり、その点ちょっと聞かせていただけたらと思います。

31ページ、地方交付税については、前年比2億3,100万円の増、これは前年は当初において普通交付金が計上されていなかったものの補正において、普通交付税が交付されるということになって、前年度とほぼ同額を計上しているというふうにご説明をいただきました。

その基準財政収入額と基準財政需用額

との比較によって、この地方交付税が計算されてくる。また地方交付税のいろいろな臨時財政対策債の振り替えなど、いろいろな変更点もありますし、今回三位一体改革は本格的に当初予算の中でもかなり大きな影響を与えてくる中で、地方交付税、総額の抑制という問題も全国的に今広がっていると思っています。

今回の前年度と同じように算定して、普通交付税を当初予算に見込んでいくということについて、改めてその根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

特別交付税の方で、こちらは逆に5,500万円減額になっていますが、その減額の要因について教えてください。

続いて、36ページ、使用料及び手数料、総務手数料、税務手数料526万5,000円ですが、条例も出ているかと思うのですが、その手数料の値上げの影響なのかどうか、その辺を教えてください。

42ページ、国庫支出金の国庫補助金、消費国庫補助金について先ほどもご説明いただきましたけれども、消費国庫補助金が774万2,000円が計上されていて、これは消防施設整備補助金2,322万6,000円のうちの3分の1だということになっていますが、これはその中身について改めてお聞かせください。この3分の1というのは消防の設備に対する国庫補助の決まったものなのか。割合について、これについては3分の1であるとか、これについては2分の1とか、いろいろな割合があって、私もよくわからないので、その点確認の意味でお聞かせいただけたらなと思います。

46ページの府支出金で、府補助金、緊急地域雇用創出特別基金事業の補助金として5,542万8,000円が計上されております。この間も継続的に地域

の市民の声を確保ということで制度がつくられて延長されてきているわけですが、この具体的な事業の中身について、交付金補助金と関連して、お聞かせいただけたらと。どういうことを予定しているのか。それから、これまでもお願いをしてきましたけれども、この緊急地域雇用創出特別基金というものが、その人口成りを案分して交付されていることからいって、やっぱり地元市民の雇用につながるような、そして市民に役立って、さらにはそれが継続的に生かされるようなものになるということは大事だと思うのですけれども、そういった観点からのご答弁をいただきたいというふうに思います。

55ページの財産収入において、財産運用収入貸付収入2,700万6,000円とあります。前年度比よりも2,261万9,000円当初予算と比べますと増えています。平成15年度において、期中に新たに土地の有効利用ということで貸し出し物件が増えていると思うのですが、今年度新たに生まれるもの等がありましたら、その点中身についてお聞かせいただきたいと思います。

同じく、財産収入の中で、これは56ページになるかと思うのですが、財産売却収入について、今回ゼロ、不動産売却収入ゼロということになっています。昨年度は土地の売却で2億2,700万円ほどの収入を得たわけですが、この活用財産についての考え方ですね。それから今年度の活用財産、売り払う予定になっているものや計画されるもの。または次年度において考えられるものについて、どのような考え方でどんな計画を持っておられるのか。ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

57ページの特別会計繰入金で、先ほ

どもご説明をいただきましたが、財産区財産特別会計繰入金というのが味舌上の土地の購入のものだというふうにご説明をいただいたわけですが、改めて経緯、その流れについてお聞かせいただきたいと思います。

同じく繰入金の中で、58ページの基金繰入金についてお聞きします。基金はこれまでも質問して、いろいろご説明もいただけてきました。財政逼迫している状況のもとで、この基金を温存しながら、調整弁として財政危機を乗り切っていきたいというご答弁もいろいろいただけてきたわけですが、今回、補正予算書の27ページ、28ページで基金の方が基金積立ということで、基金の積み立てが1億6,400万円ほどあります。内訳としては今回の補正では財政調整基金に1億4,600万円とありますが、15年度全体で現段階においては、減債基金が9億1,800万円の繰り戻しがあって、合計で約10億ほど基金に戻っているというふうに理解をしているわけなんです。その点、補正で10億円が戻るといって、考え方自体はわかるのですが、やっぱり大きな額だと思ってしまうのですが、その点何度も毎回、毎回お聞きして恐縮なんですけれども、その差というものは一体どうしてこれだけ大きなものが生まれてきてしまうのか。仕組み的なものだというふうにご説明されるのかもわからないのですが、市民的には数百円単位での手数料の値上げなどがある、市民的な感覚からいきますと、10億円が出たり入ったりするということは、総予算を組む中でかなり乖離があるのではないかと、ということで改めて、その点お聞かせいただきたいと思います。

それと公共施設整備基金から、14億の借り入れとなっていますが、この基金

からの繰り入れについてどのような考え方なのか。財政調整基金からでしたか、減債基金から一般会計の方に繰り入れをするというやり方と、今回のように公共施設整備基金から繰り入れをする。その辺の組み合わせは手法の1つとしてとらえるものなのか、どうなのか。

それから基金から繰り入れをした場合には、返すときには利子をつけて返さないといけないのかと思うのですが、14億というものをどのように返していくのか。そういった技術的なことも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、歳入の部分で最後になりますが、市債、地方債についてお聞きします。消防債、重なると思いますが、改めてお聞きしたいと思うのですが、消防債1,890万円についての説明をもう一度お願いします。

それから教育債が2億7,820万円、2億3,250万円増えています。この中の教育用地買収事業債9,900万円について、教育用の施設としての売却、買収ですが、どの地域でこういった中身になっているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、借換債が今回48億6,670万円となっています。前年費と比べましても借換債が42億円も大きく増えているということになっております。償還期限がこの平成16年度には、それだけたくさん来ているということであるわけですが、当然償還期限が来るといのは、地方債をまとめてどんと発行した時期があったからこそこういうような形になるかと思うのですが、そういった償還額、公債費を少しでも繰り延べをしていくというような目的で、この借換債が発行されていると思うのですが、借換債の発行についての条件である

とか、こういった場合に借換債を発行するのか。もう償還期限が来たときに残りの部分については、これは一括で払うよとか、いろいろな判断基準があるかと思いますが、その判断基準について、それから今後さらに平成18年、19年に向けて公債費のピークが来るというふうに言われていますけれども、それに向けての借換債をどのように取り扱っていくのか。借換債を起債することによって、さらに公債費が次年度、後年度へと繰り延べられているわけですけれどもその後の公債費のどういうところにならしていくのか。平準化していくのか。その辺の計画についてどうなっているのか教えていただきたいと思います。

臨時財政対策債の12億、補正予算では3億増で臨時財政対策債の発行限度額いっぱいまで今回も起債をされているわけですけれども、今回の12億についての予算、12億組んだということについての根拠、地方交付税とも同じなのだと思うのですが、実際地方交付税の額が決まるのも、地方臨時財政対策債が決まってくるのも、もう少しあとになる。大体その時期、7月か8月ごろになるのでしょうか。その辺の時期も教えていただきたいと思うのですが、今回の予算、大きな額でありますから、こういったスタンスで金額を組んでいるのか。当然少なめに組んでいるのかと思うわけですが、そういった根拠についてもお聞かせをいただきたいと思います。

歳出の方は、予算概要の方で追っていきたいと思うのですが、まず予算概要の19ページのホームページ事業についてお聞かせいただきたいと思います。摂津市のホームページ、私もよく利用するわけですが、どのぐらいの方が一体利用されているのかということを知りたいので、

年間のアクセス件数について、更新のタイミングなどどうなっているのかについて、お聞かせをいただけたらと思います。

ホームページをつくれる方は委託になっているのでしょうか。委託料になっていますから、外部の方に委託をしているのか、それとも庁舎内の中である程度のレイアウトやら、中身について決めて、あとは簡単に更新とかサーバーですとか、そういったものについてだけ委託しているのか。その辺の委託の中身についてお聞かせいただきたいですし、ホームページのやはり市民が知りたい情報をわかりやすく、早くそのページまで早くたどりつけないと、不便だと思いますが、アクセスしやすいような工夫を日々検討されていると思いますが、その点については、どこでどのような形でやられているかについて、お聞かせいただけたらと思います。

概要22ページの行財政改革推進事業ということで、非常に大きな課題なわけですけれども、主要事業の中にも第2次行革の総括をし、第3次行革の具体的な計画を早く立てるといようなことも示されているわけですが、第2次行革の総括、本会議の中でもご答弁があったかと思いますが、改めてその点についてお聞かせをいただきたいと思います。

同時に行革というのは、これまでもご説明をいただいてきましたけれども、何もコストを削減するとか、小さな市役所をつくるということが目的ではなくて、市民生活を守る自治体の役割を果たすため、行政サービスの向上のためにあるものだと理解していますし、目的については同じ目的意識があるというふうに思っているわけなんですけれども、今回そういった行革を進める手段とか方法について、意見が違う部分もありますけれども、今

回国の方で三位一体改革が進められてきて、今年度の予算にも地方財政にもかなり大きな影響を与えてくるというもとの、摂津市の行革を進めていく上での三位一体の行革との矛盾点とか、障害になるような点は考えれば多々あるかと思うのですけれども、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

概要の22ページで、PFIの推進調査事業についてです。これまでも市民プール跡地利用についてのPFI手法などの検討もあったり、報告もされてきたわけですけれども、今回のPFI、前年度もそうですけれども、34万5,000円の予算が計上されていますが、このPFI推進事業というのは具体的なところを指しての推進事業ということになるのか。それとも全体的にいろんなPFIの手法について、検討するということで、ぱくとした形の事業として残っているものなのか。新たな検討材料に向けての事業なのか、その点をお聞かせいただきたいと思うのと、その調査事業の中での報償金については、どういったものなのか。金額的に30万円ということなんですが、この報償金というのはどういうものなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

25ページの女性センター管理事業の中で、活動専門員等賃金について、今回1,514万5,000円ということになっているわけですが、その活動専門員、女性センターの中でいろいろ活動されている方を指すかと思うのですけれども、どういった身分の方であって、どういった活動をされているのか。どのぐらいの人数の方がおられるのか。

29ページの人権同和対策課の所管の部分についてお聞かせいただきたいと思いますが、人権啓発指導員雇用事業で2,

760万円前年比同額計上されています。この中の人権啓発指導員というのはどういった中身であるのか。

それから、もうちょっと後ろにあります人権啓発推進事業の中には、講師派遣委託料50万円というのが計上されているわけです。この人権啓発指導員の備考の欄でも講師業務というふうにあるわけですけれども、この辺は全く別のお仕事なのか。

その後に続きます、財団法人大阪府人権協会分担事業、大阪人権問題映像啓発推進協議会負担事業、大阪人権行政推進協議会負担事業、同じく財団法人の人権教育啓発推進センター会費負担事業と、4つほど他の団体への負担金支出があるわけです。それぞれ小額といえ、小額なわけですけれども、人権関係について今回の行革の中でも重なるようなところについては、できるだけ統合するというようなことで取り組まれているというふうに理解しているわけなんです。これだけの4団体への負担金の支出についてどういったものなのか。市が負担金を負担する目的、役割、出さなければいけないような、どうしてこれだけの負担が出てくるのか。

33ページの納税課の所管で、収納事務事業の中の報償金について4,500万円の中身について説明していただきたいと思います。

あわせて収納事務システム開発が新しい事業として出ています。コード振り替えデータの伝達に係る経緯というふうにご説明があるわけですが、これは具体的な中身について教えていただきたいと思います。

36ページの選挙管理委員会事務局の所管で、参議院選挙、市長選挙がことし行われます。補正予算の中でも昨年度は

府会議員選挙があって、総選挙があり、この2月には知事選挙があって、選挙が続いており関係されている方、本当にご苦労されていることと思うわけなんですけれども。この選挙事業の中で投票率がこのところ大変低くなっている。投票率の問題は何も選挙管理委員会の責任というわけではないわけなんですけど、いろいろな宣伝カーなども選挙を知らせる広報を流しながら、公用車も走って、いろいろな努力をされているように思うのですが、その点の努力について新たな工夫等がありましたら教えていただきたいと思ひます。

この2月の知事選挙から、今までの不在者投票に加えて、期日前投票制度が始まりました。今回の知事選挙で混乱はなかったのか。課題はなかったのか。次の今年度16年度の2つの選挙にいかにかこれが効果的に活用できるのかについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

101ページの消防本部車両、資機材整備事業の中で先ほどもご説明いただいたわけですが、今回消防本部の高規格救急車1台が更新されるということです。

15年度でも味生出張所のポンプ車、事故にあつて更新、入れ替えが必要になってきて、多額の経費が必要になってきたわけですが。消防本部、それから消防団の中でたくさんの消防車であったり、ポンプであったり、いろいろな器材を保有されて、それを整備されながら使つておられるかと思ひますが、NOx法の規制などで、車の入れ替えの時期などもあるかと思ひます。こういう点について、今後のNOx法にかかわる更新の予定であったり、それから車両の老朽化、器材の老朽化における更新の計画についてお聞かせをいただけたら。どのような考え方を持ってやられているのかお聞かせい

ただけたらと思ひます。

103ページで、土地購入費2,023万円についても先ほどの歳入の方とあわせて一緒にお聞かせしたいと思ひます。お願ひします。

同じく103ページの危険物規制事業につきまして、この説明の中では啓発活動、危険物規制の啓発活動、それから危険物の施設等の査察強化というふうにあります。昨年度の予算概要でも同じ中身で書かれてあるわけなんですけど、先般の本会議の中でも今回、鳥飼上の地域にRPFの工場が進出されるという計画が持ち上がつていて、そのRPF自体、安全性はRDFと比べて安全であるとか、いろいろなことが説明をされているわけですが、RPFにかかわらず、RDFの工場も市内にあるというふうに聞いておりますし、かつての鶴野の倉庫での火災において、中にボンベがあつて、あれもロケット弾のように近くのマンションに突き刺さるといふ大変危険な火災が発生しましたけれども、そういった危険物の査察についてどのような方法で、どのような形でやられているのか。計画について教えていただけたらと思ひますし、予防活動についてどのような形になるのか教えていただきたいと思ひます。

今度は予算書の方で221ページで、公有財産の購入費9,900万円、先ほども触れたのですが、施設管理公社からの買収ということで9,900万円ということなんですけれども、施設管理公社の健全化計画に基づいたものなのかと思ひますが、こういった土地について、すぐさま買わなければいけないものなのかどうかですね。公有財産、これは市が利用しているわけですから、直ちによそへ転売されるということはないわけで、今の財政逼迫している状況のもとで借換

債などで、公債費を繰り延べしていくような取り組みをされている中で、こういう健全化計画と財政的な資質の問題と、買うタイミングについて、その辺の考え方について聞かせていただきたいというふうに思います。

それから公債費で、今回101億4,450万円、計上、そのうちの約半分近く、48億6,670万円が借換債というご説明をいただいておりますが、先ほどの質問と重なりますけれども、その公債費、16年度末の市債残高は逆算しますと、借換債を発行していても逆算すると正味の残高というのは出てくるわけなんです。その公債費の返済計画について今後の借換債の絡みについて、重複して恐縮ですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

三好委員長 西村総務部参事。

西村総務部参事 平成16年度の予算の中で土地の評価についてなんですけれども、土地の評価については平成6年度より地価公示価格の7割を目途に評定をしております。平成9年度より地下の下落を反映するため、価格の時点修正を行っており、平成16年度の時点修正は、平成14年7月1日から平成15年7月1日の1年間の評価額は8.9%の下落となっております。

課税におきましては、評価額と課税標準額との差があるため、負担調整措置がとられており、当該年度評価額に住宅用地である場合は、住宅特例率を乗じた額に対して、実際に負担した前年度課税標準額の割合を負担水準と申しますが、負担調整措置は負担水準に応じまして、税額を引き下げ、据置、引き上げをする措置であります。

その住宅用地の引き下げは住宅用地の全体の7.9%、平成15年は3.6%、

据置は91.2%で平成15年は93.9%、引き上げは0.9%で平成15年は2.5%、非住宅用地、更地とか倉庫等なんですけれども、引き下げは非住宅用地の全体の66.4%で平成15年は38.7%、据置は33.5%で平成15年は61.1%、引き上げは0.1%で、平成15年は0.2%であります。平成15年と比べ税額の引き下げ、据置の比率が高くなり、前年度予算比で現年課税分5.2%の減で、2億5,100万円の減と見込み、46億900万円あります。償却資産においては新規投資の手控えから、経年落ちによる減と見込み、前年度予算で減年課税分1.3%の減、2,700万円の減と見込み、20億300万円となりました。

それと、5,000万円の補正の件で、15年度予算が20億3,000万円です。やっています、景気低迷による新規投資手控えによるということと判断しました。14年度50社のうち16社が増となり、その14年度補正に対して、約1億4,000万円の増と補正をさせていただきましたが、そのうち50社のうち16社が増となり、平成15年度の補正は5,000万円とさせていただきました。

償却資産の件なんですけれども、償却資産に対しては構築物、煙突とか、基礎をしていない建物、また機械及び装置、これはプレスとか旋盤等の装置です。車両、それはナンバープレートがついてなくて、工場内で走っている分の車両なんです。4として工具、測定装置とかその他がございます。機械と工具で約85%を占めております。

約1,000件の免税点以上の義務者がおられるのですけれども、約50社で約85%を占めております。

手数料なんですけれども、影響額は27万円ということであります。

三好委員長 奥田総務部参事。

奥田総務部参事 16年度の個人市民税の関係で均等割につきまして、平成16年度の税制改正におきまして、これまで個人市民税の基礎部分であります均等割につきまして、これまでの人口段階別の税率を廃止して、税率を3,000円に統一ということで、本市の場合、従来は2,500円でしたけれども、今回3,000円に統一されたということございまして、500円の税収増ということでございます。

納税義務者は3万2,000人おられますので、約1,600万円の増収となるところでございます。

次に、個人所得割の関係で、給与所得者の数、そして収入、税額等についてのお問い合わせでございますが、平成15年度の給与所得者の納税義務者数については、2万9,741人、対前年度で650人の減少でございます。

また、総所得金額につきましては、970億5,600万円、対前年度47億4,000万円の減少でございます。

また、納税義務者1人当たりの税額につきましては、15年度は8万4,996円で、対前年度で4,948円の減収となっております。

次に、法人市民税の関係で、補正に比べると16年度の当初については増になっておりますが、その根拠ということでございます。これにつきましては、15年度決算見込み額より6.4%、約1億1,200万円増の当初予算といたしました主な理由につきましては、15年度の決算見込みの法人税割におきまして、1、2号法人以外の法人が対前年度比12.5%、8,000万円の増の見込みに転

じたこと、また1、2号法人についても企業収益は改善傾向にあるとの見込みによるものでございます。

次に、15年度の補正でお願いしております特別損失の中身でございますけれども、これにつきましては本市の大手の法人が転身支援という組織改変、人員適正化などの事業構造改革を推進されておられました。そして転身支援の内容といたしましては、150人を募集されたということでございます。その結果、375名が応募されたということございまして、それに対する特別損失については102億円を計上されたということでございます。

次に、税務の証明手数料の件でございますが、市民税課関係では、住民税決定証明書、営業証明書等を約1万1,150件を計上いたしております、100万円の増を見込んでいるものでございます。

三好委員長 川崎総務部次長。

川崎総務部次長 配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成15年度税制改正におきまして、金融証券税制の改正が行われ、配当所得及び株式譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本の見直しがなされたところでございまして、それにかかわりまして、16年度より市町村にも交付されるといったもので、今回計上させていただいたところでございます。

続きまして、地方特例交付金につきましては、恒久的減税に伴います地方税の一部を補てんする地方税の代替的性格を有するものでございまして、16年度当初におきましては、この恒久的減税影響額を6億8,000万円と試算いたしております。その4分の3、そこからたばこ消費税増収部分を約5,000万円

と見込んでおります。これを差し引きまして4億6,000万円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、地方交付税につきましては、国の示しております地方財政計画におきましては、16年度、地方交付税総額約1兆8,900億円でございます。対前年度におきましては1兆1,800億円、6.5%の減という総額の削減が図られておるところでございます。

本市におきましては、平成15年度におきまして、当初予算では計上しておらなかったわけでございますけれども、7月の本算定の折に、一定15年度は交付成りということにおきまして、約2億8,600万円程度を補正をさせていただいたところでございます。

16年度当初におきましては、先ほど申しましたように総額で減額されておるわけでございますけれども、冒頭補足説明であったように、市税収入が対前年度から比べまして約7億円の減収になっております。こういった状況の中で一定当初予算を編成する中で、昨年と同様の金額を計上させていただいたということでございます。

それと、特別交付税が昨年より減っている理由は、これは年々削減をされてきております。15年度におきましては、災害部分でありますとか、そういったところへ特別交付税が行っておる。都市部の大阪府等については、特別交付税としては非常に回ってくるのが少ないという形で大阪府等からも15%、また20%等の前年度からの削減は確保してほしいというような状況もございまして、昨年度に比べて若干低めの額を計上させていただいたところでございます。

続きまして、緊急雇用の補助金の件につきましては、13年度から16年度、

緊急雇用創出という形で、国の景気対策のもと、この補助金を使って雇用の促進を図ってきたわけでございます。本市におきまして、この16年度は、最終年度に当たるわけでございますが、具体的な中身でございますが、まず1つは環境美化推進強化学業、これにつきましては15年度補正予算でもお願いして、やってきておったわけでございます。引き続き16年度でもって終わっていきいたいというふうに思っています。

また、公園等の砂場消毒清掃事業、それから教育委員会でございます。スクールガード推進事業、市有建築物保全調査事業、学校図書館IT化事業、障害者授産作業所活性化事業、学校教育情報化ポータルサイト構築事業、これらの事業を16年度は行っていく予定をいたしております。また、市民の雇用につながっているのかというお問い合わせもございました。16年度につきましては、先ほど申しました事業におきまして、雇用者数約73人、うち新規で60人、うち市内雇用者44名を一応予定をいたしておるところでございます。

続きまして、基金繰入金につきましては、当初編成から最終的には10億程度戻っておるということでは、どうということなのかというようなお問い合わせがあったのですが、当初予算を編成する時点におきましては、やはりその年、年の人件費とか、いろいろな部分で財源手当をした中で当初を出発、スタートするわけでございます。

平成15年度におきましては、先ほど交付税の答弁をさせていただきましたが、15年度当初は交付税を当初には計上しておらなかったわけございまして、こうした部分は入ってきました。そういうことで、2億8,600万円程

度を基金に戻したと。まずこれが1点ございます。

それと、15年度補正4号でございますけれども、人件費等の削減でもって約5億5,800万円、これをまた減債基金の方へ積みせていただきました。

それと、補正5号におきまして、約1億1,400万円をこれも減債基金に積立をいたしました。

それと今回補正6号でもって、不用額につきまして、約1億700万円、これを財政調整基金に積立をいたしまして、その結果、約10億6,400万円の基金の戻しができたという形になったわけでございます。

それと、今回、公共施設整備基金からの繰入金という、借入的繰り入れということの考え方でございます。特別の目的を持った基金につきましては、財政調整基金とか、減債基金と若干異なりまして、目的外に対しては取り崩すことができないという地方自治法の縛りもございます。こういった中で、今回借入的繰り入れという手法を用いさせていただきますまして、この公共施設整備基金の14億2,000万円を一般会計の財源として使っていくということを考えております。それにつきましては、平成14年の3月28日条例でもって14年4月1日から施行という形で、公共施設整備基金条例並びに総合福祉会館再整備基金条例の一部改正をさせていただきますまして、その中でこういった今回のような年度間をまたがっての借入的繰入という基金の活用方法をさせていただきますというところでございます。

それと15億円を借り入れするわけで、これにつきましては一定の利息を付して、基金側に返すということを考えております。それにつきましては当初予算でも歳出の方で一番最後の224ページでござ

いますが、公共施設再整備基金繰入金という形で、公共施設整備基金借入金利子償還金という形で99万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、約3年間の期限を切りまして、市中銀行の3年定期もので、利率といたしまして0.07%の利息を3年間付して毎年返していくという形で諸支出金で基金の方へ返していくという形をとらせていただいております。

それと、地方債の消防債と教育債の内容でございます。消防債につきましては、地方債のところでもページ数の12ページでもあるわけでございます。16年度消防本部におきまして、高規格車の購入を予定をいたしております。

それが約2,882万8,000円、それから国庫補助金を引きまして、90%の充当ということで1,890万円ということでございます。

それと教育債の中の保健体育債、教育用地買収事業債で9,900万円につきましては、土地開発公社の健全化計画に基づきまして、今回学校用地を買い取るものでございまして、これにつきましては13年から17年度の5年間でもって土地開発公社の経営の健全化という形で計画を出させていただきますまして、これにつきましてはこの5年間の計画書に基づきまして買い取りをする場合、公共用地先行取得債の活用ができるわけございまして、100%の起債活用というメリットもございまして、またその利子につきましては特別交付税でもって2分の1の利子補給がございまして、こういう中で、この教育用地の土地購入をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

それと、借換債につきましては、ご承知のように地方債の借換債ということで

ございまして、償還期限に元金のすべてを返済しないで、未償還元金を改めて借り換えることを借換債というわけございまして、起債を発行する場合は、許可制でございまして、20年なり25年の許可を国からいただきまして、それに基づきまして起債を発行いたします。政府資金等でございますたら、20年、25年の償還期限でもって償還していけばいいのですけれども、中には縁故資金と申しまして、市中銀行等からの借り入れもございまして、銀行等におきましては、やはり20年、25年の長期借り入れにつきましては非常に渋られまして、大体10年までの期限でもって償還というのが条件になってくるわけございまして、そういうことではございます。今回の48億6,000万程度の借り換えがあるわけございまして、これにつきましては平成5年度に縁故債として銀行から借り入れをいたしました。それともう一つは減収補てん債ということで、これは政府資金でございますけれども借り入れをしております。これを合わせると約67億円を平成5年と平成7年、8年という形で借り入れをしたわけございまして、平成5年度の借り入れをした時点で、これらの例えば庁舎改修事業等で銀行から借りておられるわけございまして、このときの償還期限の許可は25年、3年据置というような形で許可条件をいただいております。しかしながら、借る時点におきまして償還期限が10年、3年据置といった条件で銀行から借りておられるわけございまして、この借り入れる時の条件といたしまして、この金額は10年後に借り換えありと。再度その金額を借り換えしますよと。こういった条件で借り入れをいたしましたので、今回、そういった5年度に借りました起債、また

減収補てん債の起債がちょうどこの16年度にがんと来るということで、48億6,000万程度の借り換えが大きなウェイトを占めておるということございまして。

次に、臨時財政対策債の件につきましては地方交付税制度と深く関連するわけございまして、国におきまして地方交付税の財源不足を補うために、今までであれば特別会計から一定借り入れをして、地方への財源不足を補てんしておったわけございまして、国の方におきましても非常に財源が不足してきておるという中で、その不足部分の約半分を地方に臨時財政対策債という形の起債の発行でもって、国と地方との折半という形で考えられましたのが、この臨時財政対策債であるわけございまして、これにつきましては地方交付税の本算定の折に、その年の臨時財政対策債の発行可能額が一定算定されるわけございまして、この補正でもお願いしておられるわけございまして、15年度につきましては臨時財政対策債については17億1,440万円ということで、一定発行可能額までのぎりぎりいっぱい発行をしていきたいというように考えております。

しかしながら、16年度におきましては当初で12億円程度しか組んでおられないわけございまして、これにつきましては交付税のときにも申しましたように、国の地方財政対策の中で臨時財政対策債につきましては、約3割減であるような形で試算をされております。そういう中で15年度、17億の約3割減でという形で12億円を計上させていただいたところございまして。

それと、公債費の今後の返済の考え方ということでございまして、公債費につきましては17年度、18年度に大きな

ピークがまいるわけでございます。そういう中で、15年度予算の中の補正予算等の折にもご答弁申し上げたところでございます。先ほども言いましたように、交付税なり、また一定不用額等については減債基金に積ませていただいた経過もでございます。こういう中で17年度、18年度に向かいます公債費のピークにつきましては、こういった減債基金を十分活用する中で、今後の返済をしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

三好委員長 南野総務部参事。

南野総務部参事 土地の賃貸物件につきましては、15年から毎月月初めに募集を行いまして、賃貸契約のできるように窓口も常時開設しておりまして、その当時6物件が契約に至っております。そして今年度におきましては、最終2月の段階になりますけれども、現在の状況としましては、旧放置自転車置き場跡地、それからモノレールの設置駅周辺の駅前の駐車場をはじめ、全部で8物件の賃貸契約を結んでおりまして、現在の賃貸収入は年間で申し上げますと、約2,670万円ということに契約をさせていただいております。

今後の見通しにつきましては、賃貸物件につきましては、一津屋の区画整理用地の東一津屋28、29番地の分が残っておりますけれども、この1物件と既に貸しております放置自転車の置き場の半分ということで、物件数にしますと1物件ということにございます。今後ともその1物件を含めて賃貸契約を進めるように、また賃貸物件のできる物件がありましたら、私どもの方で行政財産を普通財産に切り替える中で、できるだけ収益を上げたいというふうにご考えております。

次に、土地の売却の今後の予定について

は、現在の状況としましては、14年度に1物件で1億5,300万円、それから15年度に3物件の売却がありまして、4億1,900万円、両方合わせまして5億7,200万円程度の売却益がありました。今後の売却等につきましての考え方は、市民プール跡地、これも総務防災課で管理しておりますけれども、現在の状況としては、市の方の方針がまだ出ておりませんので、今後そういう方針があり次第、有効活用も含めて考えてまいりたいと考えます。ただ土地の売却につきましては、市の方針が出たからといいましても、すぐに売却することは難しいように考えます。その理由につきましては土地の売り払うための条件整備等々で、1年程度かかりますので、今すぐに売却できるということではございません。

次に、味舌上第2分団消防ポンプ車倉庫底地の購入につきましては、昨年来地元の方から要望があり、口頭でも要望がありましたけれども、味舌上財産区の代表者とお会いする中で、地域での必要性について重々協議してまいったところでございます。その内容につきましては、味舌地域におきまして、これまでに幾度となく火災が発生した経緯もありますので、そういった被害があったことから、中内の地域の方々から、地域の住宅を火災から守るために、土地の無償提供がありました。それで地元におかれましては、これまで長年無償で使用されてこられたところではございましたが、15年に地主の方から両親の死去に伴いまして、相続が発生したということで、土地の返還の申し入れがありました。そして地元においては、そのポンプ車倉庫については、地域の安全のためにどうしても必要であるということから、やはり買い取りか、あるいは借りるというような提案がなされ

ました。

しかし、残念ながら地域におきましては、その土地の購入費用がないということでもありますので、今回味舌財産区で土地の買い取りをお願いしたい旨の要請がありました。

これを受けまして市の方で検討する中で、やはり財産区の管理運営、あるいは不動産の処分につきましても一定の制約はあるということがございますので、財産区は今所有されております土地を新たに購入することについては、新たに財産区の財産を増やすことについては、特別区の地域を広げるということになりますので、好ましくないということございました。そこで何とか地域の安心、安全のために府の市町村課と協議をいたしました。その結果、やはり市の名義で買い取るということであれば、財産区の管理運営、あるいは不動産の購入については何ら問題がないという回答をいただきましたので、やはり財産区の中でのそういう資金のやりくりをもちまして、市が買い取るという方向で、現在予算計上させていただいておる次第でございます。

それから、その予算措置の方法といたしましては、まず財産区財産の方から土地購入代の予算を一般財源に繰り出しをいたしまして、それで一般財源の方で、それを繰り入れまして、市の予算として行政財産として買うために予算措置をしております。そして最終的には行政財産ということになりますので、消防費の方で予算措置をさせていただきまして、消防本部の方で買っていただくということになります。

三好委員長 井田総務部参事。

井田総務部参事 1点目の歳入における市税積算の根拠の中で、滞納繰越分につきましては、平成15年度の当初収納

率見込み、17.0%に対しまして、滞納繰越額の増加及び大阪府下各地の徴収率の動向を勘案いたしまして、マイナス0.3%の16.7%と設定いたしました。

滞納繰越額の当初調定額は、前年度比10.1%増の11億9,783万8,000円になると見込んでおり、16年度歳入額は15年度に比べて1,500万増の2億円を計上いたしました。

次に、税務諸証明手数料の納税課分でございますが、これの影響額でございますが、影響額は13万5,000円の収入増を見込んでおります。

それから、収納処理システム開発事業の中身でございますが、これはフロッピー交換の方式を平成17年度から本市のコンピューターと各金融機関のコンピューターを通信回線で接続して、講座振替情報を送信する方式に変更するため、平成16年度はその準備作業として予算計上をいたしました。その中身でございますが、通信運搬費1万5,000円は通常の電話回線をデータ伝送実施のため、ISDN回線への変更費用でございます。

もう一つは、庁用器具費37万8,000円のうち、21万円につきましては口座振替情報を発信いたしますパソコン本体の費用でございます。残り16万8,000円は、口座振替の情報を送信するソフトの購入費でございます。

次に、前納報奨金についての中身でございますが、これは前期前納報奨金の制度につきましては、平成14年度において交付率を期末税額5万円まで1.0%を0.5%に、期末税額の対象上限を100万円から50万円にそれぞれ変更したところでありまして、これは額にしましては昨年同額で計上いたしております。

三好委員長 竹田女性政策課長。

竹田女性政策課長 女性センターに係ります職員体制等は、現在女性センターの方につきましては、館長が1名、活動専門員が2名、活動推進員が3名、市の職員が1名という体制であるわけですが、この活動専門員あるいは活動推進員につきましては、非常勤一般職、館長につきましては非常勤特別職という形にさせていただいております。

なお、平成16年度からにつきましては館長1名、活動専門員が3名、活動推進員が3名という体制に移行していきたいと考えております。なお、市の職員につきましては引き上げを行っていききたいということでございます。

三好委員長 中野人権同和対策課長。

中野人権同和対策課長 人権啓発指導嘱託員の職務といたしましては、人権同和問題の啓発推進に係る相談や助言、指導ということになっております。また、人権相談、相談事があれば来ていただいて相談を受けていただくと。そして人権同和問題についての市職員の講師をしていただいたり、あるいは市民団体や企業から依頼があれば、講師として派遣をしていくという内容でございます。

講師派遣委託料の50万円につきましては、人権週間の中で、人権を考える市民の集いということで、そういったイベントをやっております。その講師派遣委託料の講師料でございます。

団体の負担金の関係でございますが、大阪府人権協会につきましては、大阪府及び府内の市町村における同和問題の解決のための施策をはじめ、人権施策の推進に協力し、差別のないコミュニティの形成に寄与し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に資するという目的を持って、設立をされた団体でございます。

また、大阪人権問題映像啓発推進協議会につきましては、映像による人権啓発の推進を図り、もって人権尊重の社会を実現するため、大阪府及び大阪府内の市町村が共同で実施する人権啓発のための映像媒体の作製及びそのテレビ放送に関し、内容の充実、広域的効果、事務能率、経済性等の向上に資するため設置された団体でございます。

大阪人権行政推進協議会につきましては、大阪府内の自治体が同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の早期解決を目指し、人権行政を効果的に推進するため、情報交換、相互協力を基本とした連絡協調体制を確立することを目的として設置された団体でございます。この事務局は現在のところ大阪府の人権室が事務局を持っているという団体でございます。

財団法人人権教育啓発推進センターにつきましては、これは法務省、文部科学省、総務省が共同管理する財団法人でありまして、人権に関する総合的な教育啓発、調査研究、情報収集、提供などを行っている団体でございます。

なお、これらの団体につきましては、大阪府市長会で申し合わせ事項がありまして、大阪府も含め府下全市町村で負担していくということになっておるところでございます。

三好委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時1分 再開)

三好委員長 再開します。

山野秘書課参事。

山野秘書課参事 ホームページへのアクセス数は、平成15年度は、1月平均約1万件のアクセス数となっております。更新については、各課から来た内容を毎月1回月初めに更新をしており、急ぐものにつきましては必要に応じて広報係で

更新をしております。

ただ、トップページのレイアウト関係など、専門的な技術が必要なものにつきましては、予算の範囲内でホームページを作成した業者に委託をしております。

三好委員長 大砂選挙管理委員会事務局参事。

大砂選挙管理委員会事務局参事 投票率の問題ですけれども、選挙における臨時啓発につきましては選挙の期日、投票の時間、選挙人の資格、投票所の案内、期日前投票、また不在者投票の方法等を周知するととともに、投票の参加ときれいな選挙の実現を呼びかけることを目的として実施いたしておりますが、それが即投票に結びついておらないのが現状でございます。

例えば前回の大阪府知事選挙の投票率の結果は、20歳から24歳の方の投票率が19.22%、25歳から29歳の方が21.18%、30歳から35歳の方が27.40%、35歳から39歳の方が31.46%と若年者層の投票率が非常に低くなっております。私どもにおきましては、平成15年度から若年者層の有権者の方に二十歳になって初めて名簿に登載したときに、選挙人名簿登録のお知らせ葉書を発送いたしております。

投票率の向上のためには、若年者層が投票に関心を持っていただく。選挙に参加していただくということが非常に重要であると考えておりますので、今後ともこういった若い有権者方々に対しての啓発を検討してまいりたいと考えております。

2点目で、期日前投票制度でございますけれども、選挙人が投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改めて、今回、新たに創設された制度でございます。今回、実施いたしまして、選挙人に

つきましては、非常に好評であったと思っております。実施いたしました中には特に課題等はなかったと思っております。ただ、期日前投票が先ほどの投票率の絡みになるのですけれども、従前の不在者投票と同じ、投票当日行けない事由の方でない、期日前投票ができないということで、これが即投票率につながるということにはならないところは残念なところでございます。

三好委員長 有山政策推進課長。

有山政策推進課長 2次行革、3次行革という行革を進める中で、行政サービスの向上、あるいは小さな政府を目指すというのは本来の目的ではないというようなことの確認だったと思っておりますが、このことにつきましては行財政改革では効果的、効率的な行政の運営の実現を目指しているところであります。

市民ニーズに基づく行政サービスの充実を低コストで実現するというのがその目的となります。その前提条件は健全財政を確保するということがありますので、財政状況に応じて提供できるサービスを取捨選択していく必要が今後生じてくるというふうに考えております。

また、行革はそれ自体が目的ではなく、手段です。行革によって財源をつくり出し、その財源でまちづくりでありますとか、新しい福祉施策でありますとか、そういうことを展開していくことが目的となります。本市の場合、大きな目的の1つの中には準用再建団体回避ということがあります。現在本市の行っています諸施策を継続して行っていくためには、再建団体回避ということは1つの大きな命題であるというふうに考えております。

まちづくりを進める財源は、住民の税金で賄われております。この納税者からの預かったというべき税金を1円たりと

もむだなく使うということで、効率的な財政運営ということが地方自治の原点、基本だと考えております。財政状況が厳しくなったからということで行革をやっていくということではないのですが、財政状況いかにかわらず、納税者の税金を大切に効率よく使うということで、行革は不断に必要なと考えております。

それから、国の行う三位一体の改革で、本市の行財政改革が障害になるのではないかということについてですが、国が行っております三位一体の改革、国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の見直しといった3点がございまして、このことについての所管は財政課になりますが、行革担当としてこの点で注目しておりますのは、交付税で効率的な財政運営を前提とした算定を今後行っていくという形で三位一体の改革が行われております。市町村分の段階補正、これは人口規模に応じた効率性を見ていくということになるのですが、この段階補正の見直しというものは、現在行われております。平成17年度から効率的な運営を前提とする、さらなる見直しということが交付税の改革の中でうたわれております。

それから、もう一点、単位費用算定に当たり、アウトソーシングによる効率化ということが可能になってきた。そのアウトソーシングの経費を算定の基礎としているということで、今後、計画的にこれら行政改革を実施していかない市については、交付税でかなり厳しいものがあるというふうに行革の担当の方としては見ております。

それから、国と地方の関係ということで三位一体ということをお考えますと、税源移譲がどういう形で摂津市に影響があるのか。国全体としては、もしニュートラルな税源移譲、あるいは補助金、交付

税の見直しであったとしても、摂津市の受ける影響というものが現在わかりませんので、そのところでかなり三位一体については今後とも行革の担当者としては見ているところです。

ただ、国の方が時期を合わせて補完性の原理ということをごろ言っております。つまり、市町村でできることは市町村で、府県でできることは府県で、国がすべきことは国がするというような考え方を補完性の原理ということで、基礎自治体優先の原則というような言い換えも最近しておるようでございますが、こういうところで見ますと、私どもが職員適正化計画でつくって紹介しましたような、志木市の行政パートナー制度のように、今後NPO法人であるとか、ボランティア団体、市民活動団体、制度の趣旨に賛同できる個人の方々をどうやって施政の運営というところへ巻き込んでいくかということが国の三位一体から来る地方に分権化していくという同じことを、やはり行政改革の中で考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

三好委員長 吉田政策推進課参事。

吉田政策推進課参事 まず、市民プールの跡地で検証してきたが、新たに別の用地を選定して具体的な検討を実施したかという質問だったと思います。実際、前回平成15年の2月にご答弁申し上げましたけれども、市民プールを活用しての14年度調査、そして15年度におきましては、ふれあい広場を1つの選定要素として活用した場合のPFIを導入してやった場合どうなるかという検証をいたしました。

ただし、ふれあい広場を活用するに当たりまして、現在市が保有しております各用地、例えば南摂津駅前とか、具体的な

市民プールの跡地、それとか一部売却を予定しています全農跡地のスポーツ広場とか、いろんな現状の用地がございます。その各用地につきまして、選定用地の評価を實際行っております。内容といたしましては、交通の利便性、立地の環境、そしてその土地における土地の条件、そして周辺の環境、そして利用するための問題点、それともう一つ、やはり今現在の財政状況でございますので、売却等が可能な用地かどうかというような財政に寄与できる土地かどうかということも踏まえた検証評価ということで、優位性の中でそして将来に有効に期待できる土地かどうかということも踏まえまして、現在ふれあい広場の最終選定の中で、優位性を決めております。

そして、實際ふれあい広場を選定して、具体的に検証しましたけれども、バリューフォーマナー、つまり従来型の整備手法における総コスト、そしてPFIにおけるライフサイクルコストを比較検証します。そしてどちらが得か損か。マイナスかプラスかということの検証をした上で、實際PFI手法を導入すべきかどうかというような検証もいたしてまいりました。

その次に、実際の土地にかかわりますふれあい広場を使った場合に、どのような問題点があるかということでございますけれども、やはり現在、前も問題提起にありましたけれども、ふれあい広場そのものは今シビックゾーン周辺整備等の関係もございまして、いろんな調査を實際いたしております。これは所管は違いますが、そこでの整合を図っていく。それとやはりふれあい広場そのものは6,000平方メートルほどございますので、それをうまく使えるかどうか。そしてそういうまちづくりとの調査との関係を十分認識した上で、最終的にPFI

I導入が可能かどうかということも今後検証の要点になってこようかというふうに考えております。

次に、2点目といたしましては、PFI手法を進めるに当たって、新たな視点で検証をしているのか。その取り組みはという質問だったと思いますけれども、實際ふれあい広場を活用した場合に、市場性の調査を實際いたしております。この市場性と申しますのは、土地に対する魅力度、魅力があるかどうかの反応もアンケートを實際しまして、今現在やっているのですけれども、その反応を見た上で、やはりPFIは1つの民間の資金を活用して、公共施設を整備するのだということの基本的目標がございますので、民間側のモチベーションが上がるかどうか。そういう土地の質を持っているかどうかということも重要でございます。

公募型プロポーザル方式でやった場合に、手を挙げていただけるようなところがなければ、PFIそのものは成立いたしませんので、そういうあたりの土地上の条件、民間の反応等も確認していく。そのときに我々、市側でなしに、アドバイザーの協力を得て、今現在そういう形で取り組んでいるということでございます。

それともう一つ、14年度におきましては、PFI手法そのものに対しての行政手続、つまり公募するまでの契約書の案とか、要求水準書とか、基本構想、基本計画、そういうものを全部つくってまいりました。摂津市の摂津市PFIとしてのマニュアルも作成してまいりました。それをベースにPFIに対します15年におきましては、手法としての課題、その抽出、そしてその対応策案として今現在まとめに入っているという時期であります。

具体的には制度上の比較というものが  
ございます。P F Iそのものに単独でハー  
ドの整備に関して補助金はございません。  
ただ、それにかかわります、その他のい  
ろんな制度がございます、国の。縦割りの  
制度ではなしに、我々検証しましたの  
は、国の縦の補助ではなしに、横の横断  
的な補助を検証しました。その中でやは  
り制度的なものを抽出し、それと事業と  
を相まった形で成立するかどうかという  
比較検討もやってまいりまして、例えば  
比較の内容につきましても、財源の支出、  
公租公課、補助制度、そしてそれに対す  
る事業の成立性、そして制度の活用、そ  
して地元還元はどうだというような項  
目に対して整理もしてまいりまして、そ  
れを一定事業として今後活かしていきたい  
というふうに考えております。

最後に3点目といたしまして、報償費  
の内訳は、実際30万ほどの報償費がご  
ざいますけれども、1回来ていただくご  
とに2万円、それを年、15回というふ  
うに試算いたしております。それで報償  
費として30万の予算を計上させていただ  
いておるということでございます。

三好委員長 浜崎消防本部次長。

浜崎消防本部次長 消防施設整備費補  
助金の補助率は、消防施設強化促進法第  
4条におきまして3分の1以内と定めら  
れております。それゆえ通常は3分の1  
ではございますが、特例といたしまして、  
8つほど補助率が上がる場合がございます。  
それにつきまして、主なものだけピッ  
クアップさせてもらいまして、お答えい  
たします。過疎分につきまして、人口過  
疎分のことですが、これに適用する地域  
におきましては10分の5.5。離島分  
につきましては、離島振興法適用地域に  
つきましても同じく10分の5.5。沖  
縄分につきましては3分の2。地域防災

対策特別措置法につきましては2分の1  
以内となっております。これらすべて時  
限立法になっておりますので、よろしく  
お願いいたします。

続きましてですけれども、味舌上第2  
分団消防ポンプ車倉庫底地購入につい  
ての予算内容についてのお尋ねもあつた  
と思しますので、ご答弁させていただきます。

これにつきましては、まず手数料の5  
0万円につきましては、不動産鑑定手  
料ということで計上させていただいてお  
ります。また鑑定の測量委託料についま  
しては土地鑑定測量委託料ということ  
でも50万円。また土地購入費についま  
しては、底地に関しまして119平米あ  
ります。その1平米当たり17万円と換  
算いたしまして、17万円掛ける119、  
すなわち2,023万円を計上させてい  
ただきました。

三好委員長 池沢予防課参事。

池沢予防課参事 消防の査察計画につ  
きましては、年次計画に基づきまして行  
っております。また国内外におきまして、  
社会的に影響の大きい火災が発生した  
場合や死者及び負傷者など多数発生した  
など、特異事案につきましても摂津市に  
該当する施設がある場合におきましては、  
適時査察を行っております。さらに必要  
とあるならば、関係機関合同で査察を行  
う場合もございます。また、関係機関や  
市民などから危険物の取り扱い違反や、  
不法投棄など連絡を受けた場合も査察を  
行っております。現在までの査察状況に  
つきましては、危険物施設45施設、建  
物防火対象物数65件、計110件の査  
察状況でございます。

三好委員長 北居警防第1課長。

北居警防第1課長 消防車両の更新に  
ついては、消防では平成23年までの車

両更新計画を策定いたしております。それに基づき車両更新をいたしますが、委員からご指摘がありましたように、NOx法規制による更新とその他の更新、普通更新と呼んでおりますが、それがございます。NOx法規制による車両については運用可能なまでの当該年度、その他の車両については車両の老朽化、使用年数、走行距離等を考慮しまして計画を策定しております。

またその他の機械器具についても計画に基づいて更新しております。

三好委員長 奥村総務部長。

奥村総務部長 財政にかかわります質問で何点か補足させていただきます。

まず、基金の取り崩し額の当初予算と決算を見込んだ場合の差異でございますが、先ほど次長の説明でありましたように、平成15年度ではまず普通交付税が交付成りになりました。それと多額な人件費の不用額に伴って当初24億円強の取り崩し予定が最終的には10億円強の積立で、現在では14億円の取り崩し予定となっております。

平成16年度におきましては、昨年の決算委員会でその差異の大きさについてご指摘がありました。従前のように当初予算の人件費を2月1日現在の職員数で予算を計上するのではなく、3月末退職者、それから4月採用予定者も織り込んで計上しております。

また、普通交付税を既に当初予算で計上しておりますので、平成15年と違って、普通交付税は既に当初織り込み済みでございます。

それから、議案第19号の摂津市職員の退職手当の特例に関する条例制定で定年前早期退職者が何名おられるのか。あるいはその補正額は幾らになるか、不明ではございますが、予算増も予測されま

す。よって、平成16年度におきましては平成15年と同様に基金の戻りは期待できないというふうに考えております。

それから、公共施設整備基金の借入金についてでございますが、先ほども次長の方から説明がありましたように、繰入金と借入金の相違については説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算概要の204ページを開けていただきたいと思います。204ページのところにそれぞれ性質別にそれぞれ款ごとの集計がございます。平成16年度の建設事業費でございますが、9億3,842万円、平成15年の当初は12億4,552万2,000円の3億710万2000円減、率にいたしまして24.7%の減となっております。これら建設事業費は管理工事、あるいは維持補修的な工事がほとんどでございます。本来、公共施設整備基金の目的は、公共施設の整備のために一応基金を取り崩すということになっておりますので、これら管理工事、維持補修的な分については目的に合致しないということで、緊急避難的に一時借り入れをしたところでございます。

次に、借り換えをどうするか判断基準、これは答弁抜かっておったと思うのですが、今回借換債に係るものについては、予定の行動でございます。借り換えするため、最終償還時に61%の元金を残して、10年間延長する予定で当初借りておりました。銀行機関に係るものについては、当初借入率、今回の分ですが、4.2%ございました。昨今の低金利で借換債の利率は2%前後で予想されます。このように低利に借り換えできる場合は、何ら抵抗感もございませんが、より高利になれば考えさせられることも事実でございます。

しかしこれもそのときどきの財政状況によって大きく判断が異なってまいります。今回48億6,670万円の借り換えでございますが、借り換えしなくて、収支が均衡すれば、後年度の償還も考え、借り換えしないことも選択の1つではあります。もし借り換えしなければ48億6,670万円の市債を10年で償還することになりますので、1年の元金だけでも4億8,667万円の償還がなくなるということになります。

しかしながら、ご承知のように収支を均衡させるため、基金の温存が第一優先でございますので、借り換えをせざるを得ないという状況にあります。

それから、既に長期の収支見込については第3次行革実施計画、3ページのところに平成14年度7月現在で平成23年までの財源不足推計を掲載しております。最近では平成15年12月作成の摂津市職員数適正化計画で平成15年8月現在で公債費のピークである平成18年度までの第1期の財源不足推計をあらわしております。これら推計の中には今回48億円強の借換債も織り込み済みでございます。

三好委員長 安藤委員。

安藤委員 最初1回目の質問で、ちょっと質問が抜けておりましたので、最初にそちらからさせていただきたいと思うのですが、行革の中でも職員数の削減というものは1つの柱とされていて、今もお話がありましたように、摂津市の職員数適正化計画というものが発表されています。それに関連してお伺いをしたいと思うのですが、700名という目標、下方修正というのでしょうか、それを目標にということだと思っておりますが、現段階で確認の意味で15年度末の職員数、これは全体の700人というのは一般会計で

言われる職員数なのか、全特別会計も含めて全職員を含めたものなのか、それも含めて教えていただきたいのですが、700名目標の基礎となる数字で教えていただきたいのですけれども、15年度末の職員数。それから計画の中では16年度末で退職予定が27名とありますけれども、今年度、その退職予定のほかに今回も早期退職の条例なども提案されていますけれども、これからやってみないとわからないことだと思っておりますけれども、そういった職員の削減の具体的な見込みであるとか、本会議等でも答弁されてきたけれども、保育所の民営化などなどで削減があるというようなお話だったのですけれども、そういった数字は改めて確認の意味で教えていただきたいというふうに思います。

その700人以下の目標の年次について、いつまでにやるというようなものがあるのかどうか。ちょっとその点も確認で教えていただきたいと思っております。

職員数適正化の基本的な考え方の中で摂津市の職員数を大阪府下の平均と比べて多いと。とりわけ技能労務職員の数が府下平均と比べても減少の割合もまだまだ足りないし、人数的にも1,000人当たりの職員数も多いというようなことが課題とされているわけですが、この技能労務職員というのは具体的にどういうお仕事をされている職員のことを言うのか、教えていただきたいと思っております。

あわせてこの府下平均と摂津市の1,000人当たりの職員数の比較、単純にこれだけで適正化を進めていくということではないと思っておりますが、それぞれの自治体ごとの歴史的な経過であるとか、そのときどきの市長の優先的政策、課題であるとか、市民が望んでいるニーズに合わせた行政サービスを推進していく上で

は、単純に1,000人当たりの職員数で比較でははかられない部分が多々あることと思います。その辺の見解についてお聞かせいただけたらと思っています。

市税関係の方で、給与所得者が減っていると。給与所得者の所得、1人当たりの納税額も減っている。この間ずっとこういった傾向が続いていますし、法人市民税についても長引く不況の影響でどんどん落ち込んでいって、市税収入が毎年のように落ちているというような時期、平成16年度においても、そういった傾向が続くということはよくわかったわけですけれども。リストラ、首切りというのをどんどん奨励している国の政策が給与所得者を減らしている。それが市民税の減収につながる。なおかつ、大企業がリストラ、首切りをしたり、一部の輸出企業を中心に一定の形態数とかちょっと上向き加減だというふうに報告されているわけですが、業務利益を上げているけれども、先ほどもご説明があったように特別損失、先ほどでも転身支援ということですか。従業員を首にする。リストラをすることによって、特別損失によって本来納めるべき法人税が納めなくてもいいというような、そういう政策によって、ますます国内の経済自体、落ち込んできているのじゃないか。悪循環を生んでいるというように、いろいろな場所で指摘もされていますし、これは国民にとっても地方自治体にとっても、非常にマイナスな政策だということが摂津市の市税の状況からみても、よくわかります。

それで、法人市民税についてなんですけれども、もう一点お聞きしたいのですが、今回、補正で2億5,000万円ほど特別損失によって、減額補正をされていますが、減額後と比べますと若干3号以下の中小企業がちょっと上向いている。

1、2号についても改善の見通しがあるというようなご説明をいただいていたわけですが、今後、国の政策等で既にこれまでも医療、年金の給付額などもカットされてきて、国民の負担が増えてきています。既に決まっているものも含めると、総額で4兆円の負担が国民にどんどのしかかってくるような状況になります。中小企業にとってもこの4月から消費税の免税点が引き下げられますから、消費税の負担が出てくる。消費税の負担が出てくる業者が増えれば、当然その消費マインドも落ちてきますから、景気の動向も落ちてくるのではないかと。さらに小泉構造改革のもとで、住民税の均等割が今回500円アップですけれども、生計同一の配偶者にとっても、一定の収入がある人は均等割は課税されるようになるかと。それから、老年者控除であったり、配偶者特別控除の上乗せ部分、所得税は今年度から、住民税は来年度から影響はあるわけですけれども、どんどん国民の所得がどんどん吸い取られていくような政策が続いていくという状況が今のままではあるというふうに変化しているわけですが、そうした状況を見る限り、なかなか一定の企業の財務体制がよくなったとしても上向きは、実体経済から見て難しい状況にあるのではないかと。その点、どう今回の若干上向いてきたということで、少し1億ほどの法人市民税上向きの予算を組んでおられるわけですけれども、その点、どのようにお考えになるかお聞かせいただきたいと思っています。

手数料で、税務関係だけ約110万円ほど手数料が上がってくるということで、あとの条例のところでもやってもいいのですけれども、納税証明であったり、いろいろな税の証明書を取りにこられたりと

かいう方の中には、国保の減免であったりとか、福祉施策等を受けるための申請のために窓口を訪れられる方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった方々への200円から300円という、100円であるわけですが、そういった負担が増えていくということについて、これはどうなのかというふうに思うわけですが、ご見解をお聞かせいただけたらと思います。

緊急地域特別交付金の事業についてですけれども、新しい事業と継続の事業ともご説明をいただき、また市内の市民の方が44名、今年度も雇用につながっているというようなご答弁をいただいています。今年度が最終年度です。一回期限が来て、地方からの要望もあって、延長されてきたわけですが、この今回最終年度でありますけれども、摂津市に降りてくるお金がどのくらい有効に使われるかというのはすごく大事なことだと思うのですが、この事業が今年度で終わって、その後は途切れてしまうことに非常に心配をしているわけで、今回の緊急地域雇用創出特別基金でやられる事業が、それぞれ市民に役立って、なおかつそのノウハウや蓄積されたものが次につながるようなものでないというふうに思うのですが、そういう観点から見て、今回の新たな事業の中身についてはそういった観点のものであるというふうに判断してよしいものかどうか、についてお聞かせいただきたいと思ます。

あわせて、この緊急地域雇用創出特別基金の事業について、改めてやっぱりまだ市民の雇用を確保していく上では、まだまだ継続が必要だというふうに思うわけなのですが、その継続を国に対して求めていくということが大事だと思

うのですが、その点の考え方について、お聞かせいただけないかと思ます。

続いて、地方交付金、それから臨時財政対策債、三位一体改革、行革も含めてご質問したいと思うのですが、今回、三位一体改革が予算に本格的に影響してくる年度となってきたわけですが、国庫補助負担金の削減や税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し、地方交付税の改革という、この3つを一体で進めていくというような話なんです、実際に始まりますと小泉首相が1兆円の補助金の削減というのは非常に先行いたしまして、補助金、負担金のカットの数合わせになっているのと違のかなという批判も中にはあるわけですが、こうした中で摂津市として、先ほどもまだ不明だというお話も触れられていたましたが、摂津市の行政にとって、三位一体の改革で、一般財源化される、補助金が減らされる分は一体どのくらいになるのか。それからそれに対して税源移譲として出される今回所得譲与税が1億4,200万円出ているわけですが、補助金が一般財源化された分が丸々100%税源移譲されるというようなものではありませんから、当然補てんし切れない、不足している部分があると思うわけですが、今回の補助金のカットというのは国がやるべき仕事であって、国が責任を持って、全国で統一的な行政水準が図られるためにということで、国が負担すべき負担金までカットされて、例えば公立保育所の運営の補助金などもカットの対象になっているようなわけですが、そういったものまで補助金をカットされているという状況にあるわけですが、当然その譲与税で補てんし切れない部分については、マイナス部分があると思うのですが、その点のマイナス値というのは大体どんなふうになって

いるのか。

そのマイナスに働いている部分についてはどのように補てんをするのかというのをちょっとお聞かせいただけないかというように思います。

それから、臨時財政対策債が今回12億で三位一体の改革等含めて、交付税総額の抑制、あわせて臨時財政対策債も1兆数千億円のカットで、合わせますと約3兆円くらい国の財源が減らされている状況にあるわけで、地方交付税も臨時財政対策債についても、財政の調整機能、財源の補償機能という大切な役割を果たしているものなのに、それが削られてきているわけです。一方で、交付税の総額の抑制とか、臨時財政対策債の発行額が基準財政収入額に加算されることによって、将来臨時財政対策債などの償還額が交付税措置されるということで、臨時財政対策債を限度額いっぱいまで大体どこの自治体でも借りているのではないかと思うのですが、この収入に当てはめられることによって、ボーダーラインにある自治体というのは不交付になる恐れがあるところもたくさんあるのではないか。

不交付になった場合には、将来償還の財源として見込んでいた交付税が下りてこなくなるような心配もあるのではないかというように思うのですけれども、その点はどのようにお考えになっておられるのかどうか。あわせてそういう不交付か、交付かというボーダーの段階において、それでもなおかつ臨時財政対策債に頼らざるを得ないというのが自治体財政の実態であるということも私も承知しているわけなんですけれども、そうした場合に、もし不交付になった場合の臨時財政対策債の償還を、地方交付金でなくて、自力で返さなくてはいけなくなるとなると、摂津市の今の財政状況において

大変な状況になってしまう。今でも大変だと説明いただいているわけですから、そんな状況にあるかと思うのですが、そういう状況のもとでの摂津市の財政運営の問題点、これまで私たちは非常にお金の使い方に無計画のところがあったのではないか。

かつて一気に下水道の方に、そのときの市長の優先課題、優先政策によってそういうふうにやられてきた。市民の願いでもあったというようなご説明がありましたけれども、そういったお金をどんどんつぎ込んで、借金もしてきた、それで今非常に大きな公債費になってきてしまっているわけですが、その今の状態、建設事業費が下がってきていますけれども、なおかつ今大型開発の南千里丘の問題なども出てきているわけなんです。そういった財政面でも非常に方向を変えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺の財政政策の点で、見解を伺いたいと思います。

続いて、歳出の方ですが、ホームページの問題です。レイアウトなども業者の方に委託をされている。月1回の更新だということをご説明いただきました。月に1万件のアクセスもあるというふうにお伺いしているわけです。

やはりインターネット利用者も年々増加してきておりますし、定年退職を迎えられた方々がパソコン講習なども受けられて、そういったITを利用した活動もだんだん盛んになってくると思いますし、今後こういう行政サービスについて、本当に市役所まで足を運ぶことができないようなお年寄りや障害者の方々もおうちで、今キーボードをたたいたり、マウスを触るというややこしいいろいろな操作があるので、進められないですけれども、そういった人たちこそ利用できるような

ものにしていくことが、今求められているというふうに思っております。

それは一朝一夕にはいくようなものではありませんが、市民が欲しい情報がホームページのトップページですぐにわかるようなページの構成については、引き続き工夫をしていただくように要望していきたいと思えます。

それから、PFIのことでごていねいに答弁いただきました。市民プール、私もPFIの今のご説明の中で勘違いしていたのかなというのがあるのですが、このPFI推進事業というのは、市民プールの跡地の活用、プールをどのようにやっていくのかという手法の1つとして展開されてきて、一定報告があって、そこで私は終了したものだというふうに思っていたのですが、それはまだ継続されているというようなことのご理解でよろしいのでしょうか。わかりました。

人権同和対策課の件について、もうちょっとお聞きしたいと思うのですが、それぞれの各団体のご説明いただいて、1つは事務局が大阪府の中にある。1つは法務省や文部科学省など、各省にまたがった施設である。あと2つについてもそれぞれに役割があるというふうにご説明をいただいたのですが、かなり似通った中身ではないかと思うのですが、その辺の大阪府市長会で申し合わせで、全市町村負担しているというふうなお話もされたわけですが、一定整理していく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その辺のお考えはどうなのか。

それから、財団法人大阪府人権協会への分担金、それから大阪府人権協会、大阪人権問題映像啓発推進協議会、これは事務局というのはどこになっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

あと収納事務システム開発の予算計上というのは、フロッピー交換から、データ通信で金融機関に送るのだと。ISDNの回線にするのだということで、これはこの収納事務システム開発のまだ取りかかりなのか、これが全額になっているのか。この後にまだ開発の予算があとにあるものなのかどうかという点について再度お聞きしたいと思えます。

それから、選挙の方ですけれども、実は、期日前投票所で投票に来られたときに、立会人の方なのか、非常に私語が気になったというような報告をいただいているわけなんですけれども、まじめに投票に来られた方が後ろで週刊誌の話題を話してはるのが聞こえてきたそうなんです。それはちょっとまずいのじゃないかと思うのですが、その点、指導や講習や研修についてどうなっているのか。お聞かせいただけたらと思えます。

消防関係についてはわかりました。非常に大きな額になる特別仕様車であったりして大きな額になりますし、もちろん故障してしまったり、いざというときに動けなければ大変ですので、改修であるとか、整備というものに当然気を配られているかとは思いますが、先般の事故などもあるように、より安全になおかつ計画的に更新計画を進めていただくことを要望しておきたいと思えます。

危険物の査察の件についてですけれども、これは査察の対象になる45施設、65件というのは、それは法令で決められたところだけなのでしょう。法令でない、例えば倉庫であるとか、そういうようなところについても点検をするということはあり得るのでしょうか。なおかつ、最近準工業地域にいろいろな業者が進出されてきています。もちろん安全基準にのっとって、大阪府や摂津市の

指導にのっとして法令に従って、進出されてこられたと思いますけれども、万が一が起きたときには重大な事故につながるということにもなりますし、そういう意味では危険物の取り扱いについて、より一層の査察や予防に力を入れていただきたいと思うのですが、今回、予算計上が前年度とほぼ同額なんですけれども、昨年度と比べて今年度、特にこれについては強化してやっていきたいという方針がございましたら、再度教えていただきたいと思います。

土地の有効利用の件について、第3次行革の中で財源不足の数字も発表されました。財政運営の中で財源確保の方法としては基金の活用と含めて、資産の活用ということも上がっていて、23億円という数字も上がっているわけです。今現在、売却するものが今のところないというようなことであるわけですが、この基金の資産の活用という財源確保方法と照らした場合、この市有地の売却というのはどういうふうに見たらいいのか。

先ほどPFIのときでもお伺いしたのですけれども、市民プールも含めて、子どもたちの施設というのがどんどん統廃合されていく方向にあります。その空いた土地について、いろいろ言われています。味舌小学校にしても、あそこは教育施設として活用するとか、いろんな話が飛び交っているわけなんですけれども。今現在、例えば市民プールの跡地の場合でしたら、もうあれほど反対をしていたような土地が、今もって当時のまま残っているのです。こういうことを見るにつけて、一体なんだったのかと。我々市民プールの問題については修理して使えば、これは継続することはできる。一気に改修しなくても、できるところから順番にやっていけばいいじゃないかとい

うご提案もさせていただいていただければ、危険であるとか、補修費が足りないとか、補修するのに1億かかるとか、いろんなことで結局廃止になりました。廃止になった後、まだあのままになっています。この1億数千万というのは、この廃止されてから14年、15年、今度16年になりますが、3年間でペイすれば3,000万円ずつで3,000万、4,000万ずつで分割していけば、直せたような話ではないかというようにも思うわけなんですけれども、そういった土地の活用と含めて、市民プールの跡地を売れとっているわけではありませんが、こういう今の状況を含めて、どういうふうにご検討いただいているのか。お聞かせをいただけないかと思います。

三好委員長 中岡市長公室参事。

中岡市長公室参事 職員数の適正化については、第3次行財政改革の実施計画におきましては780名以下を目指しておりました。ただ、その部分につきましては、大阪府の統計資料によりますとまだ100人多いでありますとか、大阪府下の他市の削減状況、あるいは大量退職に伴う起債の許認可等を考えたときに、目標数値を適正化計画では700人以下として数字を修正したものでございます。

適正化計画の部分の目標年次なんですけれども、一応第一期推進期間というのが18年度までとなっております。こちらの方で考えておりますのは、18年度までには一応750人以下を目指したいと考えております。

職員数でございますが、15年の4月1日では810名、これは市全体の人数です。普通会計だけではございません。16年4月1日ではそれが17名減の793名になる予定をいたしております。

技能労務職の職種につきましては、環

境業務課、あるいは環境センター、あるいは水道の修繕技師なり浄水技師、こういうふうな部分につきましては技能労務職ということになっております。

1,000人当たりの比較の見解なんですけれども、大阪府下平均が平成14年で7.2人、摂津市が8.2人ということになっております。ただ、これは以前の委員会でも申し上げましたように、やはり摂津市が発展する途上の中で保育職員の増員でありますとか、いろんなところで人の増員が必要だということで人を入れてきた経過もございます。そうして今現在の状況でいいますと、河北の方なんかになりましたら、消防組合等をつくって、広域的な消防を実施しているところもございます。そういうふうな面も含めますと、一概に高いとか低いとかは言えないのですけれども、統計上の数値として出ておりますので、摂津市としてもその目標を700人に修正させていただいたということです。

三好委員長 奥田総務部参事。

奥田総務部参事 16年度の法人市民税の上向きの予算をどう考えるかというご質問でございますが、16年度の法人市民税につきましては、平成14年度から15年度にかけて、当初見込みを大きく割り込む減収となったわけでございます。この主な要因は企業活動がグローバル化する中で、企業会計制度を国際的に通用するものにするための企業会計制度の変更によりまして、これまで見えにくかった不動産の含み損や、株式の評価損、また退職金の積立不足等が表面化したしまして、これに対応できない企業につきましては、資本市場からの撤退を余儀なくされるという厳しい時代になったわけでございます。これらに対応するため、本市におきましても、これまで大口

法人が退職給付引当金や株式評価損、またリストラなどによる巨額の特別損失を計上されてまいりました。

平成16年度につきましては、景気の回復が続くもののそのテンポは緩やかになるものと考えられまして、これらを総合的に判断させていただきまして、15年度決算見込額より6.4%、1億2,000万円増の予算を計上させていただいたところでございます。

三好委員長 井田総務部参事。

井田総務部参事 収納処理システム開発事業につきまして、まだほかにいるのかということですが、今回の収納処理システム開発事業は準備作業でございまして、これは準備が整いましたら次年度から電話使用料のみが必要になってくるということでございます。

三好委員長 手数料の件について、奥田総務部参事。

奥田総務部参事 手数料の件でございますが、各種の証明手数料等1件につき、200円から300円に改正されるものでございますが、今回の改正につきましては平成7年4月1日から既に8年を経過しようとしているものでございます。そういったところから今回、改正をお願いしているところでございます。

なお、福祉関係の証明につきましては、担当課から一括で証明を取りにこられたときにつきましては、公用ということで無料で対応させていただいているところでございます。

三好委員長 川崎総務部次長。

川崎総務部次長 緊急地域雇用創出特別基金の件でございますが、今後も継続してやっていくのかということですが、そもそもこの緊急地域雇用創出特別基金につきましては、国の方から現下の非常に厳しい雇用失業状況のもと、

臨時応急の措置として実施されて今日まで来ておるわけでございまして、それがこの16年度をもって一定終了するというところでございます。そういった中で、今後そういった市民の方の雇用を継続していくのかというようなお問い合わせだと思っておりますけれども、それにつきましては、今回一定議会でも議論になっております摂津市職員数適正化計画、これの副題にもございますように、アウトソーシング及び市民雇用と職の提供ということも掲げられておるわけでございまして、今後におきましてはこのアウトソーシングのもと、市民の雇用を図っていきたいというように考えておるところでございます。

三位一体の摂津市に及ぼす影響でございます。国の三位一体改革の中で、国庫補助負担金の改革につきましては、約1兆300億円の削減ということでございまして、そのうち税源委譲では、所得譲与税といたしまして、4,249億円、また税源移譲予定交付金で2,309億円ということで一般財源化が総額で6,558億円となっておりますわけでございまして、これを本市に当てはめると、補助金削減額は約1億7,800万円と推計をしております、次に人口に応じて配分される所得譲与税につきましては、当初予算計上しております1億4,200万円。一定この差が3,600万円程度が本市に対する影響額でございます。

それと、臨時財政対策債、16年度12億円発行予定をしておるわけでございます。非常に大きな起債でございますが、今後これについてどうなのかということでございます。臨時財政対策債につきましては、今後の元利償還金については、地方交付税で100%算入ということに相成っておるわけでございます。しかし

ながら、摂津市の場合は交付団体になるか、ならないかのボーダー線上に常にあるわけでございまして、仮に不交付になれば、やはりこの元利償還金については、自力で償還していかざるを得ないということでございます。

三好委員長 中野人権同和対策課長。

中野人権同和対策課長 人権団体はよく似た団体ではないか。そうした団体は整理できないものかということですが、これらの団体につきましては、一応市長会の人権部会で検討されるべき問題であると考えておまして、これには一定の手続が必要でございます。本市だけの考え方では非常に困難な問題であると考えております。人権部会の現在の部会長は大東市長でございます。

それから、大阪府人権協会の事務局ということでございますが、これにつきましては、財団法人でございますので、独自に事務局をっておられます。また、映像啓発の協議会につきましては、市長会事務局が事務局となっております。

三好委員長 大砂選挙管理委員会事務局参事。

大砂選挙管理委員会事務局参事 期日前投票所の立会人の件でございますけれども、選任させていただいた方につきましては、研修を実施いたしております。ただ、ただいま申し上げましたように、今後とも選挙人が気持ちよく投票できるような環境をつくるために、十分指導してまいりたいと考えております。

三好委員長 池沢予防課参事。

池沢予防課参事 査察に関しますご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

少し聞き取りにくかったので、私の理解しております範囲内でご答弁を申し上げます。1回目の答弁の中で、危険物施設45施設と申し上げましたが、

これは45施設の立ち入り検査を行いましたという考え方でございます。

それから2点目の査察の時期は決まっておるのかというご質問だったと思うのですが、これは決まっておりませんので、これは市内のあらゆる事業所に対しまして、火器の取り扱い状況や消防用設備の維持管理の状況並びに避難管理の状況などについて定期的に査察を実施してまいりますと同時に危険物施設におきましては、危険物の規制に関する技術上の基準並びに維持管理についての査察を定期的に行う実施してまいりたいと考えております。

また、平成16年度予算案に関しましては、計上どおり執行を考えております。

三好委員長 奥村部長。

奥村総務部長 それでは財政全般に対するご質問に対してお答え申し上げます。過日、代表質問のときに、ご答弁申し上げましたように、平成14年度末の地方債現在高一般会計で423億円で、公共下水道特別会計で523億円、合計で946億円と財政規模に比して多額となっております。このことは経常収支比率を押し上げていることの原因でございます。

これは市の自己財源だけでは実施できない事業について市債を発行し、事業展開をし、先行整備に努めた結果でございます。

それぞれの財政運営につきましては、いろんな諸原則がございます。まず、一番肝心の原則といたしまして、収支均衡の原則があります。もちろん歳入と歳出が同額で、決算も予算も推移すれば一番それに越したことはないのですが、つい財政方で考えますのは事業を何もしなければ収支は均衡に持っていけると考えております。しかしその財政運営の諸原則の中にも行政水準の確保、それから向上の原則というのもございます。財政構造

の健全化の確保ももちろん大事ですが、究極的には住民によりよい高いサービスを提供するための財政でございます。

財政の収支均衡が目的ではなしに、究極的には市民サービス向上、これが一番の目的でございます。

このように、地方債の現在高、非常に高いわけですが、数値をご紹介申し上げますと、普通会計ベースでございます。平成14年度の標準財政規模、それから平成14年度末の市債現債高、普通会計でございますが、府下平均の比率を考えますと、標準財政規模の1.6倍が大阪府下各市の平均でございます。本市の場合には、2.1ということになっております。これをもってしましても現債高が高いということになります。

しかしながら、長期財政安定のために過去積立をしてきておりました。歳入はそれぞれ経済の好・不況によって、年度ごとに変動は出てまいります。歳出以上の歳入があった場合には、基金への積立を行う。また、歳入不足が生じた場合には基金からの繰り入れを行う。このような財政調整をしております。過去、市税収入の好調に支えられまして、財政調整基金、減債基金、それから公共施設整備基金、福社会館再整備基金の主要な4基金の現債高は平成7年度末で最高を記録いたしました。102億7,000万円となっております。このときには基金の積み立てについて、当時いろいろ議論があったというように聞き及んでおります。詰まるところ、この基金のおかげで、財政調整が可能となっておりますのでございます。

この基金の状況、数値をご紹介申し上げますと、標準財政規模の26%が大阪各市の平均でございます。本市の場合は37%と府下各市の平均を上回っており

ます。

以上、これからの財政運営につきましては、この基金を非常に大切にしていきたいというふうに考えております。

三好委員長 安藤委員。

安藤委員 三位一体の改革が進められるという中で、地方財政計画、そのものの削減であったりとか、先ほども地方交付税の算定におけるさまざまな補正計数であるとか、それから単位費用についても先ほどもありましたけれども、民間委託、アウトソーシングした非常に低コストの数字を基礎にするなど、交付税の総額の抑制のために、その地方財政計画のそのものもどんどん削減していくと。財源の補償や財源の調整というのは、国が全国民に責任を持ってやらなければいけない仕事を財政力によって差がないようにということ、交付税の制度というのはつくられてきたと思うわけですがけれども、それらはどんどん切り詰められてきて、それぞれの自治体ごとの権限というものは名ばかりで、実質的には交付税制度によって、お金でがんじがらみに縛られてしまっているというのが実態なんじゃないかと思うわけですがけれども、そういった中でも自治体として独自性と住民の福祉の増進を図るという観点にたった財政運営というのは本当に大事ではないかと思えます。

三位一体改革の中、そして今回の摂津市の行革の中にアウトソーシングであるとか、職員数の適正化ということで、700名を目標に削減をしていくということもあります。職員数の数を減らしてはいかんというふうには私は思っておりません。市民の行政サービスを守るという立場において、より効率的な運営をしていくというのは行政に課せられた責任だというふうに思っています。ただ、行政

としてきちんと責任を持ってやらなければいけないところというのは、きちんと見ていく必要があるでしょうし、その地域、地域での行政に求める願いであるとかいうのもきちんと受けとめていかないといけないと思うのです。技能系の職員の数が非常に府下平均の中では多いということでもありますけれども、例えば公立保育所についても市民の皆さんは公立保育所を守ってほしいという、あれだけの運動がありました。やっぱり保育に対する公的な責任を求めているわけです。民間が悪いといっているわけではありませんが、公的な責任において子どもを育てていくということは、行政としてやるべき仕事だというふうに思いますし、ごみの問題、環境センターの方々、ごみ収集の方々も、これは全地球的な規模でごみを減量化していこうということの中で、非常に大きな役割を果たしていると私は思います。それが民間コストにどんどんシフトしていくような考え方で、職員数の適正化が進められていることが、果たしてその環境の問題を進めながら、なおかつ市民のためのごみ行政を進めていくことは、なかなか難しい点があるというふうにも感じているわけで、そういう点ではこの職員適正化計画の中の考え方の中でも、しっかり触れられていますけれども、この行政サービス、公務員が行うということが原則として行政運営システムを見直して、行政が担うべき領域、この担うべき領域というのはしっかり、何でも民間委託とか、民営化とかいうようなことではなくて、考えていただきたいというふうに思いますし、これは目的としては行政のサービスの質を落とさずに、満足いく行政サービスをするということを目的に、この適正化を進めていただく必要があるんじゃないかと思えます。

アウトソーシングの中でも、先ほどの行革に関連してご答弁いただいた中に志木市の行政パートナー制度について、ご紹介いただきましたし、この計画の中には太田市の行政サポート事業とか、紹介されています。私どももこの志木市、太田市というのは昨年夏に視察に行ってみりました。一昨年は愛知県の高浜にも行ってまいりました。行政トップの強いリーダーシップのもとに、市民と市民に職を開放しながらも、仕事を増やしながら市民と一体となって市政運営を進めていこうという観点がそこにあるなとすごく思ったわけなんです。財政危機の中で、お金が非常に逼迫しているという状況、それからここに至った経過というのはつまびらかにして、市民にすべてをさらけ出しながら、市民と一緒に市政運営を進めていくシステムがなければ、アウトソーシングであったりとか、それから行政改革であったりとか、幾ら行政サービスを後退させないといっても、それは行政側の一方的な押しつけにしか市民には写らないと思いますし、市民の合意も得ることはできないというふうに思うわけなんです。

そういう点から言って、今の摂津市の行政改革自体はどうなのかということが本当に問われていると思います。そういう点、改めて市民への情報公開と、市民合意のもとに市政運営を進めていくというシステムづくりなくして、やっぱり行革も財政の再建もあり得ないと思うわけですが、その点のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

何度も触れて恐縮なんです。三位一体の改革にかかわって、交付税、臨時財政対策債、ともに抑制させていくという状況のもとで、償還の財源さえも、交付税の制度自体も本当にあてにならないよ

うなものになってきています。

東京の国立市長が総務大臣に平成16年度の普通交付税の算定の交付にかかる意見を提出されていて、その中に書かれていることは本当にそうだなと思うのですが、この意見書の中では、交付税特別会計の財源不足の原因は、景気低迷と国の施策によるものであって、地方の責任ではないとしています。その上で、普通交付税の臨時財政対策債振替によって、本来の交付団体が不交付となったり、または元利償還金が普通交付税措置されるという国の約束が実質ほごとなる自体は、地方交付税制度の破綻を示すのみならず、我が国の行財政制度の根幹を揺るがす問題に発展する可能性があるという指摘されているわけです。その上で、さらに臨時財政対策債の振替でなくて、本来の地方交付税の趣旨に基づいて、国税5税の交付税率の引き上げをすることを強く求めておられます。

これは自治体の首長としては、本当にとるべき姿勢だというふうに思うわけですが、そうしたことを全国市長会などでも、この三位一体の改革に対しては要望なども上げておられるようですね。そういう立場での国への働きかけもぜひしていただきたいと思いますが、それも含めてご答弁をいただけないかと思いません。

あとさまざまな選挙の投票所の件なんですけれども、長時間座って立会いをするというお仕事も大変なことだと思いますけれども、本当に市民が権利を行使する場所として、それにふさわしいような形での場所、なおかつ難しい注文かもしれませんが、非常に入りやすい雰囲気というのですか。特に若い人の投票率が低い原因には、政治的な関心の低さもあるかもしれませんけれども、投票所

の雰囲気はなかなかわからないとか。1人ではなかなか行きにくいということもありますので、そういった意味では、いろいろなことも考えていただけたらというふうに思います。

その他、いろいろと申し上げましたけれども、ぜひ市民の暮らしを守るという観点での施策の推進に努めていただきたいと思います。

三好委員長 まず、初めに行財政改革の進め方で合意形成はどう図っていくかということで。羽原市長公室次長。

羽原市長公室次長 行財政改革を進めていくに当たり、市民の方との合意をいかに図るかというのですが、非常に難しい課題かとは認識しております。従来行政の方で、市民の方に情報をお伝えをする、ご了解いただくというのは、広報を通じたりとか、ホームページをどう利用したりというようなことが一般的に考えられてきました。ただ、それではあくまでも非常に限られたことしかできないというふうには感じております。行革を進めていく上で、1つ重要なことはいろんな手法なり、技術的な問題があるにしても、市役所の風土そのものを変えていくというようなことも非常に大きな課題であろうかと思っております。日々の仕事をやっておる現場レベルで、市民の方と職員がいろんな話をしたり、情報交換をしたりする場面が非常にたくさんあるかと思っております。そういう現場レベルでの市民の方との交流の中で、市が置かれている現状なりご理解をいただく。そんなに大きな取り組みには、目には映らないわけですが、日常的な努力をきちんと積み上げていくというのが非常に大きいのかなというふうには思います。そういう意味では、職場を変えていく努力を今後は努めていく必要があるう

かと。そういうことをベースにしながら、議会の場面であるとか、いろんな取り組みの場面、それから今福祉で行っております地域福祉計画であるとか、そういうさまざまな取り組みを進めていくときに、市の置かれている現状、今後どういうふうを考えているのか。いろんな情報なり、意見交換というのが市民の方との間で可能なのかなというふうには今現在考えております。

余り財政状況の説明会を市民の間でやりますというようなことよりも、日常業務をきちっと積み上げていく。その中で改善改革を市の職員の方でも一生懸命やるのだというようなことを市民の方にご理解いただく。そういうプロセスを通じて、市の現状をきちっと認識していただき、今後どういうふうにお互いに力を合わせて、この市の厳しい状況を乗り切っていくかというようなあたりでの合意がつけられるのではないかというふうに思っております。

三好委員長 奥村総務部長。

奥村総務部長 昨年11月ぐらいでしたか、三位一体でいろいろ動きがございました。当初税源移譲はたばこ税というふうに言われておりましたし、補助金削減の分につきましても生活保護費の負担率の引き下げというようなことも言われておりました。最終的には、平成16年1億300万円でしたか、補助金の削減が図られたところでございます。

今後におきましては、補助金の分、その3年間で4兆円の削減ということが表明されておられて、残り3兆円はどうするのかというのが非常に興味のあるところです。それぞれ平成16年の三位一体について、地方6団体からいろんな意見も出ております。

全国市長会の緊急要望をちょっと紹介

させていただきます。要点を言いますと、まず1点目に一般財源化に伴い、基幹税での税源移譲、これを求めております。

2点目、税源移譲と合わせ、市町村の自由度の拡大が図られるよう、国の基準の弾力化などの国の関与の速やかな廃止、縮減、それから3点目に地方交付税の財源調整と財源補償の両機能の強化、それから4点目に平成18年度に向けた三位一体改革の全体像、それから年度別内容、規模などについての改革の行程表の早急な提示等々、要望されております。

本来三位一体の目的は、国と地方の仕事の分担、それから国のコントロールの解消と言われております。

これからも義務的事業について、地方団体にゆだねても、そのサービスの性質から、事業存続の必要性が高く、それから国による基準設定が続く限り、効率化には限界があるというふうに言われております。

今回の改革では、公共事業などの奨励的補助金は事業そのものを削減するだけで、地方には税源が委譲されておられません。裁量の余地のない義務的補助金だけが地方に委譲されましても、地方の行財政の効率化には限界が当然ございます。税源移譲ありきではなく、地方分権の本来の趣旨をもう一度明確にさせていただきたいというのが地方公共団体の共通の願いではないかというふうに思っております。

今後、国の動向を注視しながら、他団体ともそれぞれ協調して、国に対して改善要望をしていきたいというふうに考えております。

三好委員長 本保委員。

本保委員 まず初めに、予算概要の14ページで、款2、項1、目1、一般管理費の中の創造的人材育成事業について

でございます。588万4,000円のうち、人材育成のための体系的な研修の実施について、対象者とその内容について、第3次実施計画にある人の改革のこれらの整合性についてお尋ねいたします。

同じく14ページの一般管理費の方でございますが、現業職場活性化事業につきまして、現業職員を対象として、研修機会の充実についてはこれはどのような実施方法を考えておられるのか。費用の方は121万9,000円となっておりますので、この点についてお聞かせください。

15ページ、目1、一般管理費でございますが、アルバイト賃金3,855万8,000円。臨時的な業務に対する臨職、非常勤職員の雇用による諸経費についてでございますが、市職員数適正化計画の中で、さまざまな手法をもって職員削減を掲げておられますが、この職員数適正化計画との整合性についてお尋ねいたします。

25ページ、款2、項1、目12、女性政策費でございます。女性政策費につきましては、女性政策推進市民懇話会などにおけるプランの内容につきまして、49万5,000円が計上されておりますが、昨年と今年度の取り組みについてお尋ねいたします。

款2、項1、目6、企画費の中で、22ページでございますが、せつつ塾事業5万円につきましては、15年度事務事業評価におけるせつつ塾事業の検証と16年度の取り組みについて、今後何を検討していかれる予定なのか、その方向性、内容についてお尋ねいたします。

同じく22ページ、行財政改革の円滑な推進を図るとありますけれども、どのような方向性を図っていこうとされているのか。その事業内容についてお聞かせ

をいただきたいと思います。

25ページ、款2、項1、目12、女性政策費でございます。これは男女共同参画啓発事業についてでございますが、男女共同参画社会推進に向け、職員の皆さんに対して実践の励行の意識啓発については、現在どのようにその取り組みが行われているのでしょうか。具体的にお聞かせをいただきたいと思います。また、その成果についても合わせてお聞かせをいただきたいと思います。

26ページ、同じく目12の女性政策費で、情報収集提供事業についてでございます。男女共同参画社会に向けた情報の収集、提供46万9,000円とありますが、情報の収集はどのように行っておられるのか。お尋ねいたします。

次に、消防の方でございます。103ページ、款8、項1、目2、非常備消防費で、消防団活動事業に関してお尋ねをいたします。これにつきましては、15年度事務事業評価結果一覧16ページの中に消防団活動事業として掲載されています事業内容の中で、市のホームページで消防団の再編成と団員の確保の課題解決のために募集を行う旨を検討すると、継続欄に記されておりますが、その趣旨と募集内容についてお聞かせいただきたいと思います。

三好委員長 中岡市長公室参事。

中岡市長公室参事 最初に創造的人材育成事業でございますが、平成16年度の職員研修の体系で申しますと、人事課研修というものの中に人材育成研修、組織活性化研修、専門研修、特別研修というのがございます。そして、今申された研修の中身についてでございますが、人材育成研修の中に管理職を対象といたしまして、政策形成研修というのがございます。これにつきましては管理職として必

要な政策形成の能力を高めるための研修を行うものでございます。

それから、組織活性化研修というものの中に課長代理級に対しての研修がございます。これにつきましてはマネジメント養成研修ということで、課長代理級職員として必要なマネジメント能力の向上を図るとということで、講演式ではなくて、実践形式で研修を受けていただくという形のものでございます。

それから、本年度に限りましていいますと、特別研修というのを設けておまして、この部分につきましては本会議でも答弁いたしておるのですけれども、能力給を導入するに当たって、人事の評価というのが大変重要になってくる。今まで人事考課というのはありますけれども、職員1人1人と話し合って評価をするというような仕組みはまだできておりません。その中でまずそういう職場環境をつくるために、管理職に対しまして人事評定者の研修を二、三回実践研修で行いまして、16年度にはそれに基づいて1人1人と話をしていただいて、職場の中の活性化なり、風通しのよさを図っていきたくて考えております。

以上のようなことを創造的人材育成事業の中で行っていきたくて思っております。

現業職場の活性化事業につきましては今まででしたら例えば分別収集などを行うに当たって、他市へ視察研修に行きましたり、摂津市内の事業所で行うものとしたましたら、夏休みの期間を利用して、校務員がそれぞれ自分の仕事についての技術を磨くために、研修をしていただくとか、そういうふうな形でこの分については予算を組んでおります。

アルバイト賃金につきましては、平成15年度では約3,500万円組んでお

りました。この部分につきましては23名に対してのアルバイト賃金ということで、この中身につきましては、病欠の代替でありますとか、休職者の代替でありますとか、産休の代替でありますとか、そういうことのための予算を組んでおりました。平成16年度は、350万円ほど増額になっておるのですけれども、それぞれの課の中で通年でどうしても必要なところについては、現課で予算を組んでもらうようにいたしました。人事課として組んでおりますのは、先ほど言いましたように産休なり、病欠なりの分で一応3,000万程度組んでおります。あと800万円程度増えた分なんですけれども、この部分につきましては、今回ご承知と思うのですけれども、市民課の窓口と、あるいはほかの課もあるのですけれども、職員の非常勤化ということで、実際に実施いたしていくということになっておりますので、その分の非常勤の職員の賃金として800万円を計上しております。そういうことで、前年度に比べれば350万ほど多くはなっておりますが、職員数適正化計画の一環としての増額であると思っております。

三好委員長 有山政策推進課長。

有山政策推進課長 平成14年度からせつつ塾を開いております。これまでとすれば、職員の中では国から都道府県を經由しておりてくる通達類による指示、指導を忠実に実行していけば事足りるというような考え方が見受けられました。こういう傾向にございました。これは本市を含めて、地方の自治体が国の下請機関として仕事をしている。上下の主従関係を前提とする体制であったというふうに思っております。

こういうことを従前は受け入れてきたということでもあります。しかし、こうし

た仕事のやり方というのはやはり国の意見は反映できても、住民、あるいは市民の皆様の意見というのは反映されにくい仕組みであるというふうに思っております。したがって、せつつ塾という形での開講を行い、職員に自主的に住民の意見を吸い上げる。幅広い知識と分析能力や考察能力を養う、時代の変化についていけるようなという趣旨で、14年に立ち上げました。14年度は主に自主的に勉強するというところで、講師を呼んだりするというのをやっておったのですが、15年度については職員提案における改善提案、これはせつつ塾のメンバーを3班に分けて、それぞれが身近な提案をするということで、現在やっておりますATOMS運動の職員提案の部のベストATOMS賞に、せつつ塾B班の市民の声データベースが選ばれております。

それから、あと15年度には民間経験者の新規採用職員との交歓会という形での意見交流をしております。この中でやはり民間採用者でなかなかおもしろい意見があったのは、例えば全課を上げて袋詰めをするというような作業が役所の中では現実にあります。しかし、民間の経験者からいうと、課長や係長のようなスキルの高い人にそのような仕事をさせるという役所のやり方はいかなものかというような、なかなか意見交換としては面白い意見がありました。あとそういう刺激を受けて、16年度にはメンバーの拡張をしていきたいというのが今のメンバーでの話し合いの中で出ております。

最初、14年度にせつつ塾のメンバーとして集めましたメンバーがかなり役所の中でも中核を占める位置に来ております。係長試験の受験者も中にはいまして、係長になっているものもいます。そういう意味で下に早く指導していきたい。現

在、せつつ塾のメンバー18名なんですが、そういう意味では広げていきたいというような意見を持っております。

それから、15年度の特徴としては、他市との交流ということで、尼崎市のそういう意識改革であるヤールズカップというのがございまして、これにせつつ塾のメンバーが参加しております。

それから、2月25日だったのですが、大東市で昨年50の方法研究会ということで、これは市役所の改革改善を若手のワーキンググループがつくって、これは大東の場合は仕事して、そういうチーム編成をしてプロジェクトをやったのですが、このメンバーとの交流会を2月25日にやっております。

言いましたように、他市との交流、あるいはその中で下に広げていくということで、せつつ塾のメンバーがいろんなことを考えて、従来の国からおりてくるといふ仕事の処理ではなく、住民の意見をどうやって吸い上げるかというところで、新しい活路、そういうふうな広げ方をしようと、今努力をしております。

それから、行財政改革の推進についてというご質問なんですけれども、これにつきましては、現在、行財政改革の3次行革ということで、この部分について人事課、財政課、それから政策推進課の3課でプロジェクトをつくっております。

ごらんになっていただくとわかるのですが、3次行革のつくりが、どちらかというと理念的なつくりになっております。これをブレークダウンするために、3つの課で具体的なものをというふうに考えております。このプランについては昨年、11月でしたか、大阪府の市町村課の方から来られたときにもそういう話をさせていただいて、できるだけ早いこと、その分をつくるようにというような指導も

されております。

それをつくっていくということと、推進については予算計上しております16万円は、本市のマネジメントアドバイザーの経費でございます。この分につきましては、去年に引き続いて、関西学院大学の石原教授にお願いをするものです。ちょっと考えておりますのは、バランスシートでありますとか、便益とコストの関係、ピーバイシーですね。ABC分析、アクティビティー・ベースド・コストでしたか。一応そういう業務における分析とか、いわゆるNPM、ニュー・パブリック・マネジメントという手法が幾つかあります。しかしこれらのところがすべて本市の実情に合うとは考えにくいので、この辺のところでは何か本市のニュー・パブリック・マネジメントといわれるもので、活用ができるものはないかというふうに思っております。

それともう一つ、事務事業評価、施策体系を意識した事務事業評価で、これは施策体系について、来年についてはそのことの連動をより考えた形での評価をしていきたいというふうに思っております。

三好委員長 竹田女性政策課長。

竹田女性政策課長 市民懇話会につきましては、平成7年に男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき諸課題と、その解決策について幅広く意見を求め、市民と行政が連帯してせつつ女性プランを推進するために設置されたものでございまして、これまで平成7年以降3回ぐらい、いろんな提言をいただいております。開催等につきましては、さきの本会議でも申し上げたんですけれども、平成13年度は4回、あるいは平成14年度、15年度につきましては1回の開催となっております。今日まで懇話会の中では、そういうご提

言をいただいた、そのときにつきましては非常に開催回数も多く開催をいただいたことも事実であります。平成14年の3月に現摂津プランができた以降につきましては、毎年14年でありましたら、14年度が終わって、15年度の当初にそれぞれの進捗状況を報告する、またご意見をいただく、ご議論をいただく、そういう程度で今のところはしてまいりました。今後につきましては、より一層の充実に努めてまいりたい。そんなふうに1つは考えておるところでございます。

2つ目の啓発、これは市民に対する啓発、あるいは職員に対する啓発の2点があったというふうに思いますが、第1点目の市民に対する啓発でございますが、今現在、広報の15日号の中で人権シリーズというコーナーがございます。その中で2か月に一遍、年6回ですが、我々が考えておること、そういうことを文章にいたしまして、皆様方に周知をさせていただいておるところであります。

また、おおむね年2回、1回のおきもありますが、過去2回、広報紙2面を使いながら、我々がお伝えしたいことを伝えてきたところでもあります。

一方、職員に対する啓発なんです。平成14年度から摂津女性政策レターというお手紙を皆様方にお配りをさせていただくことにさせていただきました。その中で、一度にいろんなことはわかりませんが、女性政策課としてこんなことを考えていますよと。こういう取り組みをしていますよと。こういう考え方ですよ。そんなことを職員の皆様方にも啓発をしております。一度に成果が出るものではないというふうに考えております。これを継続することによって、成果は出てくるものだと、そんなふうに私は考えておるところでございます。

それと3点目の情報収集、あるいは提供をどのようにしているのかということでございますが、市民の皆様方に情報提供をしようと思つと、当然いろんなものを収集できていないとできないわけで、情報ルームの中にはそれぞれ図書、あるいはビデオ、そういうものがたくさん置いてございますし、またホームページも月1回必ず更新しております。新しい情報をお伝えしたいこと等々、インターネットで見ただけですと、わかるようなシステムにさせてもらっていますし、年に3回、センターの発行します情報紙も発行しながら、市民の皆さん方にお配りさせていただいている。全市民の皆さん方にお配りはできませんけれども、それぞれ各公共施設等に印刷物を置かせていただいて、見ていただいているというのが現状でございます。

三好委員長 浜崎消防本部次長。

浜崎消防本部次長 消防団員をホームページで公募するという件で、現在、消防団員につきましてはある地区におきましては、欠員が多数生じております。それは否めない事実でございます。現在、消防団幹部及び消防本部とともに、その欠員の解消には非常に苦慮しております。先日も副団長以上の会議の中で、この問題が議題に上がりました。その中で地元自治会、地元の消防団OBなどを通じまして、勧誘をしていこうという話になっております。また、国からの指導におきましても、地元のJA職員、郵便局の職員の加入の勧誘をせよというような指導も受けております。その中で、ホームページでその分団、足らない地域なんですけれども、その中で公募をしていこうという方針でございます。

それと、消防団の再編成につきましては、まず消防本部といたしましては、消

防団員を減らさないという大前提がございます。これは国からの通達もございます。その中で前述いたしましたような手法、努力いたしまして、その中で数がどうしても足りないというようなことになってきますと、その時点におきましてはやはり消防団の分団の再編成及び人員確保のための女性消防団等々、確保するためにやっていかななくてはいけないというようなことを、そういう観点におきまして消防分団の幹部の方と現在検討を重ねております。

三好委員長 本保委員。

本保委員 この創造的人材育成事業につきましては、今いろいろな方向で研修を多角的に行っているというお答えをいただきましたけれども、この創造的人材育成事業の成果というものが第3次実施計画での大きな柱の1つとなっておりますので、実際的に今細かくこういうふうに行っておりますというお話はいただきましたけれども、実践的成果の上がる具体性のある、また行革の上において整合性のある事業として、研修の1つとしてしっかりとした内容のものであるように、十分検討なされて、確かな成果があらわれるように取り組んでいただきたいと願っております。

続きまして、この職場活性化の事業につきましては、大変よくわかりました。現業職の方々がさらに職場で活躍をされて、職場が活性化していきますように、今後とも研修内容の充実をしっかりと図っていただきたいと、このようにお願い申し上げます。

続きまして、アルバイト賃金の内容でございますが、内容的には今お話いただきましたことで理解をしておりますところですが、この大変職員数の適正化計画ということの整合性につきましては、ちょっ

とわかりづらい点もあるのではないかと思うのです。全体の中での正職員の仕事量と臨職の方の仕事量というもののバランスというものが、数字の上だけではわからない実際的に行動された面において、誤差といいますが、現場での差異というものがあると思うのです。その辺はどのように検討され、また検証をされているのかなという点について、1点やはり疑問に思える点もございます。

このさまざまな方法は、先般の代表質問の中でもお話はいただいておりますし、多くの議員がお尋ねにもなっておりましてたけれども、実際的に絞りに絞った上での職員数を、なおレベルの均一化を図る仕事内容の面ですとか、さまざまな観点から絞り込んでいくというような今の形で計画が出されていると思うのです。

その中でやはり毎年病欠とか、産欠とかいうお答えは聞くのですけれども、今回こういったことで、お取り組みを開始していくということに当たって、もう少し絞り込んだ内容でのお話がお聞きできればなというふうに感じました。

今後このことにつきましては、さらに検討していかれることだとは思いますが、この職員数の適正化計画にのっとり、この整合性をしっかりと図っていかれた上で、その成果があらわれていくよう取り組んでいただけるよう頑張りたいと思います。

続きまして、女性政策でございますが、これも毎回、代表質問で同僚議員が、また昨年6月にも一般質問でお尋ねいたしました。毎回答えが同じように感じるわけでございます。この女性政策につきましては、1987年にせつ女性プランが策定されて、また2002年に新たにせつ女性プランを策定されました。

14年から18年の5か年計画をそこで

打ち出しておられます。

しかしその後、この間、また今からでしたらあと2年あるわけですけれども、検証はどのようにしてなされているのでしょうか。再度お尋ねをしたいと思いません。検証につきましては、先般からいろいろお答えいただいているような内容では、どんなものかなと。実際的にそれが本当にそれが現場といえますか、この女性政策の場面で反映されているのかどうか、具体的にお尋ねをしたいと思うのでございます。

せつつ塾の事業につきましては、14年度、15年度と流れをお話をいただいたわけですが、当然国の下請感覚で今までのように上から下へ流れてくるという体制をやはり断ち切って、市民の皆様の声が反映されるようにという思いで、せつつ塾の事業を開始されたということについては非常に評価をしたいと思うのですけれども、ただ内容もいろいろ読ませていただきまして、今もお話も聞かせていただきましたが、1点気にかかりましたのは、今のお答えの中で民間では、上司に袋詰をさせないのていかなものかなというようなお話がございます。民間の方の意見でちょっとありました。でもそれはよっぽど、その方もしかしてわかりませんが、大会社にお勤めだったのじゃないでしょうか。中小企業ではやはり社長から上から下に至るまで、全員が力を合わせて、袋詰でも何でもどんなことでもやるというのが会社を守っていくための方法でございますので、またそれしかないというのが民間の実態、現状でございますので、かえって市民の皆さんに見ていただいたときに、上司が率先垂範をして、自分が先頭を切って窓口を走っていくとか。一番奥にいる方ですから。皆さん、あの人偉い人やなとい

うふうに思っておられると思う。市民の皆様は。その人はたっとだれも気がつかなかったら、走って自分のところへ来てくれた。これだけでも市民感情としては非常に嬉しい。摂津は行革に取り組んでいるというふうに感じていただけるのではないかと思うのです。

やはり心の思いというのは形、自分たちの態度とか、表情とか、言葉遣いですとか、表面に出るものにあらわしていかないと、相手には伝わらないと思しますので、そういったことも含めて全員が力を合わせてやっていかなければ、行革はできないというふう意識改革の一方、このせつつ塾の事業の中でも、しっかりと活かせるように取り組みをしていただきたいと思えます。

この進み具合ですけれども、検証の仕方が少し緩やかではないかと。早く言えば遅いのではないかなと感じるわけです。せつつ塾の事業の現況は今、お話をいただきましたけれども、それに対してどういうふうにお考えであるのかということをお尋ねしたいと思います。もしかして行き詰まってはいらっしゃるかと思えますけれども、もしかして今のところ拝見した形では民間ではもう考え得るようなことは出尽くしているような気がしますので、対話の中で。意見交換の中でそういったことがほとんど上がっているように私は感じましたので、この先どんなふう展開していかれるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

行革関係なんですけれども、いろんなことを考えて取り組んでおられるというのは今お話を聞かせていただいてよくわかりました。しかし、この行財政改革の推進事業につきましては、予算の金額の多寡ではなくて、明確な方向性をもって今後もしっかりと取り組んでいただかな

いと、これはやはり中軸となるような方向性を示す事業だと思っておりますので、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

この点につきまして、我が市における行財政改革と今回、総務省の方から出ております16年度の地方行財政重点施策との関係性、あるいは位置づけについてはどのようにお考えであるのか。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

あと男女共同参画社会につきましては、今お話を聞かせていただきましたけれども、これもずっとお聞きしているようなお答えの内容でして、先般も代表質問の中でお聞きをしました内容でした。全体的にはまだまだ進んでいないのではないかなという感を強くしております。男女共同参画社会を進めていくに当たって、これにつきましてはご存じのとおり、意識改革のレベルの問題でありますので、形にあらわれてこない、この進捗状況の判断というものが困難だという点もよくわかるのですけれども、ですからそういうお答えになったのかなと思いますが、さかのぼりまして男女共同参画社会、先ほど質問させていただきました女性プランにおきましても、もともとの計画がどうだったのかなと考えるわけですね。年数がたっている割には、他市に比べて先進的に女性政策というものを打ち出しをしまして、高い評価を受けたと思います。しかし現在におきましては、足踏みもしたような状態に見えるのはなぜかというふうに感じるわけでございます。目に見えて男女共同参画社会の推進が感じられない。見えてこないということに対して、どのようにお考えで、この後どのように取り組んでいかれるのか。ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

最後に消防団の方のことでございます。この昨年も防災の方の訓練に参加をさせていただきまして、高齢の方が消防団員として先頭を切って走っていらっしゃる姿を見て、本当に市民の命と財産を守るために、皆さん本当に命がけで活動していただいているのだなと。感謝の思いでいっぱいになったわけでございますけれども、今後これにつきましては先ほどお話がありましたように、地区からたくさん欠員の方が出ているということで、今後この高齢化社会というのは進んでいくわけでありまして、少子化が控えておりますので、やはり自治体の方で今回ホームページの公募というのはもちろん大変若い方に向けていいことではないかというふうに賛同はいたしますけれども、現場におきまして、この消防団員の方の高齢化を視野に入れた上で、再編成をされていくといった場合、今まで現役で消防団で活躍をいただいていた方々につきましては、提案でございますけれども、小学校区の連合自治会が主体を出しています自主防災の組織の方と連携をとっていただくようにするわけにいかないでしょうか。これで防災訓練等のリーダーとなっただけであれば、火災訓練などの面に対しまして、非常に大きな活躍をいただけるのではないかと。また効果を出すことができるのではないかと。このように考えますので、今後こういった点についても、人材の有効活用との関連から、市民の皆様にもご協力をいただいている中で、さらにということでございますが、ぜひ行政として、また消防として働きをしていただいて、お取り組みをしていただきたいと思いますので、この点は要望としておきたいと思っております。

三好委員長 暫時休憩します。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

三好委員長 再開します。

答弁求めます。

竹田女性政策課長。

竹田女性政策課長 1点目の検証はどのようになされているのか。具体的にということでございます。現プランが平成14年の3月にできました。14年度1年経過した時点でそれぞれの取り組み状況、あるいはどんなふうになってきたかということは、既に推進本部会議、あるいは幹事会というのがございます。あるいは市民懇話会、そのような中でもご報告をしながら、いろんな意見をいただいているということでもあります。

ただ、意識の問題が先ほどもおっしゃっていただきましたとおり、意識の問題が多分に入ってくることも事実であります。意識の問題についてはなかなか分かり知れない部分が多くあるなというふうには実は考えています。ただ、今回のつくりましたプランの中で数字的に見えることはその当時つくる以前は審議会等、役所の中にたくさんありますが、それらの審議会等にかかわっておられた女性の方の割合は25%だと。プランができて1年間、いろいろと各課にもご無理を申し上げながら進めていく中で、それが29.4%に1年間でなった。これの目標は18年度末に30%までやっていくことが、1つの目標でありました。そういうことからしますと、見える数字といたしましては少しアップしたのかなという気がします。ただ30%という目標の数字であります。これを超えて、あるいは40%、あるいは50%を目指してやるべきであるのではないかと。そういうふうにお考えしております。

これからもそういうことにつきまして、1年間終わった時点できっちりとし

た総括なりをやっていきたい。ただ、今回つくりましたプランにつきましては、以前と違う点がございまして、以前はそれぞれ課が取り組む課題ということで細かく、こういう項目についてはこの課が取り組む、こういう項目についてはこの課が取り組む。そういう課別にしたのですが、平成14年の3月に策定いたしました摂津市女性プランにつきましては、ほぼ部単位での取り組みにさせていただいております。そういうことから少しそれ以後の具体的な取り組みということで、それを補足するような計画を持っていなかったために、少し見にくいところもあることも事実であります。このことにつきましては次回プランを策定いたすときには、きっちり精査したいというふうに1つは考えておるところでございます。

これから、これをどのようにとりくんでいくのかということで聞かれておりましたが、いえますことは、現プランがあるわけでございますから、そのプランをもとに我々は取り組みをこれからも進めていかなければいけないと考えています。

推進本部あるいは幹事会、この間年1回程度の開催でございましたけれども、回数を多くすればいいということではないと思いますが、より必要なときにまた開催をさせていただいて、あるいは機会を得て、そういう本会議、あるいは幹事会等も開催をできることで、これから精一杯取り組んでいきたいと考えております。

三好委員長 有山政策推進課長。

有山政策推進課長 セっつ塾のメンバー18名につきましては、職務の時間外に集まって、そういう勉強会をしております。したがって、自主的な運動ということで、自分の職場に帰っての改革改善というのは自ずと自分たちでするとい

うこととなります。検証した場合、せつ塾でそういう進むスピードが遅いのではないかという話がありましたが、自主的に集まって、任意にやっている部分というのがございます。したがって、どうしてもそういう組織だって、例えば上司にこういう働きかけをしようというふうな形での組織ではございませんので、その点はちょっとご理解をお願いしたいと思います。

三好委員長 羽原市長公室次長。

羽原市長公室次長 平成16年度の地方行財政重点施策と摂津市における行財政改革というご質問です。平成16年度の地方行財政重点施策は3つの項目からなっておりますが、本市の行革との関連でいきますと、公務員制度の改革の問題、行財政改革、新しい行政運用手法の活用というような問題が一番関連性が深いのかなと思っております。これまでこの場でもご議論いただいておりますように、職員数をより一層合理化をする。そういうことを基本にしながら行革を進めていこうとしておるわけですが、やはりそれを進めていこうと思いますと、事務事業を改めて点検をし直すとか、組織を見直すということにも取り組まざるを得ないと思っておりますし、その他にも指定管理者制度のような、新たな制度が生まれてきておりますから、外郭団体についても一定の目配りが必要なのかなというようなことも考えております。

そういうことを進めていくに当たりましては、現実に人の問題を改めておさらいをする。もう一度押さえ直すということも必要になってくるかと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、研修の見直しなり、評価制度の導入についても一步を踏み出そうということも考えておりますので、それらのことを総合的

に進めていくことが、これからの行革を進めていく上での重要な課題になるのかなというふうに思っております。

三好委員長 本保委員。

本保委員 ただいまお答えをいただきましたけれども、この女性政策につきましては、現在、年1回ぐらい行われております幹事会の機会の拡充と質の向上ということで、今そういったことも考えて検討していきますということでお約束をいただいたというふうに取り上げていただきまして、これにつきましては、やはり先ほどから申し上げておりますように、早くから取り組んでおられる割にはやはり進み具合が大変に目に見えた形では、先ほどお答えいただいた中で、30%のおおむね達成できた感じで向上したように思うというようなお答えをいただきましたけれども、次回のプランに盛り込むといいいまして、もう18年の、それから先のプランということになりますから。今行革も行われておりまして、大変なときだからこそ、こういったところで取り組みをされて、育て上げられた方々について、この人材をやはり市の行政の中でしっかりと取り組んでいって、人材育成が育成の機関となるように、やはり計画を立てて考えていくということが必要だったのではないかと思います。

そういったことに対しても、取り組みが少しゆるいのではないかと感じます。今後しっかりと議論の場、また機会の拡充と質の向上というものも、やったという形式的なものではなくて、しっかりと運営もしていただきたい。また、この女性政策には総務常人委員会として関連しております、その女性センターの管理につきましても、これは公設民営化に向けて、もっと計画的な進め方を積極的に行っていただきたいと要望します。

女性政策全般につきまして、やはり進捗状況が目に見えて進んでいるなということが感じられない。これは財政が大変であるということとは、質を異にするとする点もありますので、その点につきましてはしっかりとお取り組みをいただきたいと思います。今後、この点については、また折を見てご質問をさせていただきますので、本部長を中心に、しっかりとしたお取り組みをしていただけるように、強く要望いたします。

続きまして、先ほどのせつつ塾の事業でございますけれども、行き詰まっておられないかどうかということに対しては、お答えがあったような、なかったような感じですが、前向きに考えて進めていくということで、課外事業などで、積極的にという形の方でしていただいているというお話もありましたけれども、それは内容にせつつ塾の趣旨の説明のところに書かれておりましたのは十分承知しておりますけれども、今後の展開については、明確な方向性に対してのお答えも、まだ出ないような段階かと思っておりますけれども、しっかりとお取り組みの中に、今後行き詰まりを見せることがないように、何でもそうですけれども、最初は意気込んでやって、次はそれを展開して行って、3年目になったらこの次は何をしようというのが、どの計画でも多いというのが現状だと考えますので、お取り組みにつきましてはしっかりと停滞することがないように、大きく拡大ができて、せつつ塾の事業に参加している人はどこか違うというふうになっていただけるように、皆さんにも励ましをいただけていただいて、この事業がいい形で存続していくような方向にと願っております。さらに充実をしていただきますように、また有効な方向性を示唆していただけますよ

うに、頑張ってくださいと思います。

この行革の方のお答えをいただきましたけれども、この16年度の地方行財政の重点政策、総務省の提示している分でございますけれども、この施策におきましては、さまざまな観点から今現在、地方自治体が取組みなければならない。あるいは取り組もうとしていることについて、提案がなされているわけですが、この中の地方公務員制度の改革と人材育成の充実強化というところの欄に、地方分権の進展に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員制度の改革等を推進。能力、実績を重視した人事制度の確立と、それを伝える公正かつ客観的な評価制度の導入、分権型社会にふさわしい多様な勤務状態の導入、こういうふうに書かれております。自治大学校等の研修を通じ、地方分権時代を担う、意欲と能力のある人材の計画的育成を推進とありますので、実現の方向に展開していけば、人事課の方のお話なんですけれども、現在の時点では、まだ推進をしていくという形のものでございますので、先ほど行革推進事業の方に関連してお尋ねをさせていただきました。この中にもありますように、やはり我々がもう既に目指している方向へのさらなる後押しという形で書かれていると思いますけれども、これに対してもできるだけ市として整合性のあるような形で見直し等も行いつつ、行っていただきたいと思います。推進をしていただきたいと思います。要望するものでございます。

先ほどの男女共同参画につきましては、しっかりと目に見えてくるような形で推進をよろしくお願いしたいと思うのです。これにつきましては、市民の皆さんから広く意見を集めるというのは大変なことでございますけれども、身近な職員の皆

さんからの声を聞かせていただければと思ってご質問をさせていただきました。ご答弁の中には具体的な実践例というのがなかったように思います。これは、個々の生活の中での状況の差異もございますし、その個人個人の考え方もあります。家族の中での考え方の違いというものもありますけれども、基本的な男女共同というもののあり方について、少なくとも全員とは言いませんけれども、やはりそれをやりたいとか、やりたくないということではなくて、今、社会はそういう方向に動いておりますので、こういったものの意識の啓発についてはさらにしっかりとした取り組みを庁内がまず率先垂範をしていかなければいけないのではないかと考えます。市民の皆さんにもやっていきましょうというふうに啓発して行くのでしたら、まず行政、庁内が自ら率先垂範して、励行をしていっていただきたいと考えますので、しっかりと今後目に見えてくるような、推進の形をとっていただくようお願いしたいと思います。

三好委員長 森西委員。

森西委員 予算書の29ページ、地方消費税交付金、これは昨年度8億7,000万円がことし9億5,000万円と8,000万円増になっています。この国の交付額が全体的に増えているのか。全国の自治体すべてが増えているのか。摂津のみ増えているのか。お聞きします。

43ページ、総務費委託金の指定統計調査委託金のこの指定統計調査とはどういうものなのか。聞かせてください。

60ページ、雑入の財政課の大阪府市町村振興協会交付金ですけれども、昨年度がゼロです。ことし1,346万9,000円になっています。この根拠を聞かせてください。

歳出で、73ページ、総務費の総務管

理費、一般管理費の役務費の通信運搬費なんですけど、情報管理課、機構改革されますけれども、情報管理課のときには79万1,000円でしたが、情報政策課になりますと192万3,000円になります。114万2,000円増になっております。これはなぜなのか聞かせてください。

74ページの委託料なんですけど、ことしはないのですが、昨年、分電盤設置委託料というのが122万9,000円ありました。それとネットワーク機器等保守委託料が、ことし21万なんですけど、昨年、280万9,000円で、259万9,000円減になっています。それと業務改善等研修委託料が昨年は495万ありまして、ことしはありません。データパンチ委託料が昨年なしで、ことし30万円上がっています。なぜなのか聞かせてください。

74ページの使用料及び賃借料の昨年L G W A Nシステム借上料が702万4,000円です。ことしゼロです。なくなっているのはなぜか聞かせてください。

75ページ、備品購入費の庁用器具費、昨年度が600万3,000円です。ことしが70万円、530万3,000円減になっています。これも聞かせてください。

75ページの負担金、補助及び交付金の電子自治体推進協議会負担金、昨年度が666万4,000円、ことしが231万5,000円、434万9,000円の減になっています。これも聞かせてください。

79ページ、財産管理費の委託料ですが、冷却等薬品洗浄委託料というのが昨年78万8,000円、ことしはゼロになっています。なぜなくなっているのか聞かせてください。

82ページ、固定資産税評価審査委員会費ですが、固定資産評価審査委員会の委員報酬が昨年度は104万4,000円、ことしは26万1,000円の78万3,000円減です。少なくなったのはいいのですが、なぜなのか聞かせてください。

83ページ、電子計算費の使用料及び賃貸料ですが、電子計算機のレンタル料が昨年度が1億3,680万5,000円。ことしが1億1,986万2,000円で、1,694万3,000円の減です。そして財務会計システム借上料が1,482万1,000円から397万1,000円の1,085万円減になっています。この点も聞かせてください。

85ページの女性センター費の使用料及び賃貸料ですが、昨年はパソコン借上料が53万4,000円ありまして、ことしはありません。その点も聞かせてください。

90ページ、税務総務費の報酬ですけれども、昨年度は特別土地保有税審議会委員報酬が5万6,000円が、ことしは固定資産税評価委員報酬の117万6,000円にかわっています。これも聞かせてください。

93ページ、委託料ですが、航空写真図面作業業務委託料が昨年度ゼロで、本年度406万1,000円、そして航空写真入力業務委託料が昨年度ゼロから本年度393万8,000円になっています。これも聞かせてください。

94ページ、使用料及び賃貸料、パソコン借上料が昨年度は9万8,000円ありまして、今年度ゼロです。そして法人市民税システム借上料が55万4,000円、昨年度あったのが本年度ゼロになっています。これも聞かせてください。

100ページ、選挙費ですが、委託料

でポスター掲示場の設営撤去委託料が昨年、府会のおときには43万7,000円、知事のおときが337万4,000円、そして参議院では予算で611万1,000円、市長では203万7,000円と金額がすべて違うのですけれども、それはなぜなのか聞かせてください。

そして、開票所設営撤去委託料が昨年度の府会と知事はゼロで、今年度の参議院が70万、市長が60万上がっています。この分聞かせてください。

102ページ、市長選挙費の選挙公営制度交付金とは、これは何なのか、聞かせてください。

106ページ、監査委員費の使用料及び賃借料ですが、昨年は現行法令データベース使用料が12万6,000円と計上されておりまして、今年度はそれにかわって研修会場借上料が31万1,000円となっています。それも聞かせてください。

182ページ、災害対策費の委託料ですが、昨年度、案内標識板政策委託料が52万5,000円上がっておりまして、本年度はゼロです。これも聞かせてください。

182ページの備品購入費ですが、防災器具費が昨年度19万7,000円、本年度が89万3,000円の69万6,000円増になっています。これも聞かせてください。

続いて、228ページ、給料の方ですが、余り給料のことはわからないのですが、職員の管理職手当というのがありますが、この管理職手当を支給されている方は何人なのか。それで給与等級で何等級以上の方に、この管理職手当が支給されているのか、聞かせてください。

それと、予算概要の201ページ、市税の徴収率なんですけれども、ずっと見

ていった中で軽自動車税が80.9%ということで、数字的に低くなっています。これは原因としてなぜなのか。それと先般、四条畷市では、この軽自動車税の納付に当たって、コンビニエンスストアで納付できるというようなことが新聞報道でもされていまして、その辺、市としてはどういうふうな考えを持っておられるか、聞かせてください。

概要の22ページのPFIの推進調査事業なんですが、先ほど本保委員の質問の中で答弁がありました。今現在、民間の反応を見るというふうなお答えでしたけれども、それはいつまで反応を見る、待っている状態なのか、聞かせていただけますか。

三好委員長 川崎総務部次長。

川崎総務部次長 地方消費税交付金が、昨年より8,000万円増につきましては、国で消費税が徴収されまして、それが地方におりてくるわけでございまして、それでいきますと昨年度予算で見えておりましたのは、約1兆2,000億円の消費税を見込んでおります。16年度につきましては、一定それより若干増えまして、1兆2,500億円が見込まれております。それを大阪府のシェアをかけますと約966億7,800万円程度になるわけでございます。それを本市のシェアでかけますと、約9億5,000万円という形で昨年度から9.2%の増ということで予算計上をさせていただいたところでございます。

60ページの雑収入の大阪府市町村振興協会交付金につきましては、オータムジャンボ宝くじ、これが平成13年度からできたものでございまして、当然ながらそのときどきのジャンボ宝くじの売上金によりまして、一定各市町村にそういった配分がまいるわけでございまして、非

常に当初では見込みにくいというような状況で、15年の場合、決算で計上させていただいたわけでございますけれども、この16年度につきましてはやはり少しでも財源手当が必要ということの中で15年における決算相当額を16年度予算計上させていただいたということでございます。

三好委員長 有山政策推進課長。

有山政策推進課長 前年度業務改善等研修委託料495万円の計上があって、16年度はないというのは、この部分につきまして、今現在やっておりますATOMS運動と内部統制ということでやっております。この2つの委託経費、昨年計上しておりましたが、16年度についてはこの予定がありませんので、計上しておりません。

三好委員長 吉田政策推進課参事。

吉田政策推進課参事 いつまでPFIで民間の反応を認識していくのかということについては、具体的に申しまして先ほども言いましたけれども、まちづくり構想が現在シビックゾーン周辺でされております。それにかかわって選定をいたしましたふれあい広場が関係いたしますので、そのあたりの状況を見極めた上で判断すべき時期があるかというふうに考えております。

もう一つ、PFIの場合は、条件がいろいろ変わりました場合は当然民間の反応を常に見るというのは時期というのは別に考えておりません。常に民間の反応を認識するというのが必要だというふうに理解しております。

三好委員長 中岡市長公室参事。

中岡市長公室参事 管理職手当につきましては、給料表でいいますと2等級以上の職員に管理職手当として支給いたしております。部長級につきましては5万

円、次長級につきましては3万8,000円、課長級につきましては3万3,000円ということになっておりますが、ただいま20%、15%、10%の削減をいたしておりますので、部長級4万円、次長級3万2,300円、課長級は2万9,700円の支給となっております。人数につきましては部長級が13名、次長級が35名、課長級が37名、合計85名の支給をいたしております。

三好委員長 石田総務部参事。

石田総務部参事 このデータパンチ委託料につきましては、私どもの方で受付しております指名業者登録の受付業務に対するデータパンチの委託でございます。これにつきましては2年に1回の受付でございます。前は15年、16年の受付を15年の1月10日から受付をいたしております。今回は17年、18年の受付を17年1月に予定をいたしております。

三好委員長 西村総務部参事。

西村総務部参事 特別土地保有税審議会委員の報酬であります。平成15年度は5万6,000円で、今回ゼロだということは平成15年度より税制改正により特別土地保有税審議会が廃止になったものであります。

報酬の固定資産評価員報酬であります。これは脇田評価員が平成15年8月に収入役を辞任され、平成15年度は平成15年9月から平成16年3月までの1か月9万8,000円、7か月68万6,000円が平成15年9月に補正しております。また、16年度はそれが12か月分でありますので、117万6,000円としております。

航空写真図面作業業務委託料であります。15年度はゼロで今回406万1,000円というのを上げております。こ

れは土地の現況及び形状、家屋の位置及び形状を明確にし、適正な課税業務を行うための写真の作成をしております。これは評価替え、平成18年の評価替えの価格基準日、平成17年1月1日現在に合わせ、3年ごとに撮影をしております。航空写真の入力業務委託料、平成15年度はゼロで、16年度は393万8,000円であります。これは土地の今言いました現況及び形状、家屋の位置、その写真を撮影済みの17年1月1日現在のカラー写真を土地評価支援システムに取り組みすることを目的としております。

三好委員長 大砂選挙管理・固定資産評価審査委員会事務局参事。

大砂選挙管理・固定資産評価審査委員会事務局参事 まず、82ページの固定資産評価審査委員会委員報酬でございますけれども、平成15年度は3年に1度の評価替えの年ということで、審査申し入れ等される可能性が高いということで、会議の日数を多く見積もっておったものでございます。

100ページ、ポスター掲示場の関係でございますけれども、これは各選挙ごとによりまして、区画数がかかってまいります。そういった中で、予算組みをしておりますけれども、実際の執行につきましては契約検査課の方で業者を選定いただいて、入札いたしておるところでございます。ご質問の中で府議員選挙のときの43万幾らかの数字があったと思うのですが、府議会議員選挙につきましては、平成15年4月13日執行ということで、設置につきましては前年度の予算で設置し、15年度は撤去だけを計上しておりました。

開票所の設営の委託料でございますけれども、以前につきましては、選挙器具等を運搬していただいている業者に同時

に設営をお願いしておりましたので、選挙器具運搬等委託料の中に含めておったものでございます。

市長選挙費の中での選挙公営制度交付金につきましては、お金のかからない選挙ということで、市単独の選挙につきましては、規定に基づきまして、交付金を交付しているというものでございます。

三好委員長 杉浦監査委員事務局次長。

杉浦監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 105ページの監査委員費の使用料につきましては、平成15年度におきまして法令等の検索をするデータベース使用料といたしまして12万6,000円を計上いたしておりました。これにつきましては、16年度からインターネットで検索できるということで廃止をいたしております。

かわりまして、平成16年、17年度につきましては、摂津市が大阪府都市監査委員会の会長市になるということが決まっております。会長市になりますと、本市で研修会を開催をしなければなりません。大体130名程度、大阪府からの委員、職員を集めまして研修を行うわけでございますけれども、この31万1,000円につきましては、ホテルを借り上げるという予算を計上いたしております。ただ、現在、ポリテクセンターの研修場が使えるかどうかということで、問い合わせをいたしておりますので、それがもし可能ということになりましたら、この金額は不用となる可能性がございます。

三好委員長 奥田総務部参事。

奥田総務部参事 賦課徴収費、使用料及び賃借料のうち、15年において、16年度のないものに法人市民税システム借上料55万4,000円がございます。これは法人市民税の賦課システムのリー

ス料でございまして、リース期間が平成15年9月30日をもって満了したことによる減でございます。

三好委員長 村江情報管理課参事。

村江情報管理課参事 指定統計については、統計法の第2条で指定統計という項がありまして、これを読ませてまいります。この法律において指定統計とは政府もしくは地方公共団体が作成する統計、またはその他のものに委託して作成する統計であって、総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。

代表的なものについては国勢調査、公用統計調査、ことし計上しております事業所企業統計調査、商業統計調査、そういうものすべて指定統計ということでございます。

三好委員長 竹田女性政策課長。

竹田女性政策課長 女性センター費の中の使用料及び賃借料の中で、パソコンの分につきましても先ほどご答弁がありましたが、5年間のリースが今年の9月末で終わりをまして、その後それを使用しておりますので、平成16年度につきましては計上していないということでございます。

三好委員長 井田総務部参事。

井田総務部参事 予算書93ページの使用料及び賃借料、パソコンの借上料の減につきましては、借り上げの5か年の賃借契約期間が平成16年3月30日で終了いたしますので、16年度の予算の執行はございません。

それから、もう一点、予算概要の201ページ、軽自動車税の徴収率が低い原因はということでございますが、軽自動車税につきましては、当市で登録される125ccまでの原付二輪がございます。次に、大阪陸運局支局で登録される二輪の小型自動車と軽自動車二輪、軽自動車

検査協会に登録される三輪と四輪、軽自動車があります。税の発生は各年度始めの4月1日に登録されている車両の所有者が納税義務者になるわけですが、軽自動車につきましては登録時に住民票を必要としないため、転出した納税者の追跡調査が非常に困難となっております。また、本市で登録される125ccまでの原付につきましては、車検がなく、また滞納者の把握に苦慮しているところがございます。

次に、市税をコンビニで納付することにつきましては、納税者の利便の向上を図るため、コンビニ等においても納税することが平成15年度から法的に可能になってまいりました。最近の情勢では、16年度から寝屋川市とか四条畷市の両市が軽自動車税の当初の納税通知書により、コンビニで納付することが可能になりました。また、寝屋川市においては、督促状及び催告者のすべてがコンビニで取り扱いが可能になります。しかし、コンビニでは手数料が1件当たり約60円程度かかります。その課題としましては、現在、金融機関の手数料は無料となっております。郵便局の手数料は管内で1件20円、プラス金額割合とか、金額によって手数料が変わってきます。そこで、現行のままでコンビニで市税の収納を取り扱った場合で、課題となりますのは金融機関で手数料無料で支払っている人が、コンビニで支払うと手数料が増加するという事。それから、金融機関では現在手数料無料を手数料有料にすべく市に対しまして強い要望があるところから、両者の取り扱い手数料の調整を図る必要がございます。金額領収の方法がテープだけで領収書が市に帰ってこないなど、収納確認に難点がございます。こういった問題がございますので、実施までに検討

すべき問題も多いと考えております。

三好委員長 南野総務部参事。

南野総務部参事 79ページの冷温水器の発生機についてでございますけれども、昨年度78万8,000円ございましたが、これにつきましては、冷却水コイルの汚れが見つかりまして、それで15年度でそういう汚れをとるということでもございましたので、予算計上させていただきました。その後はそういった汚れがございませんので、予算計上は今年度はしておりません。

2点目の誘導標識の整備事業であります52万5,000円につきましては、避難所への案内表示板の整備作業でございますけれども、昨年来一定作業を進めまして、現在ほとんど整備されておりますので、当面そういう標識板の設置については休止している次第でございます。

次に、防災備品の経費が89万2,000円ということで、大幅に増加したということでございますが、これは市内の避難所28か所のうち、現在小学校12校に投光器ということで、避難グラウンドに対して発電機を設置しまして、明りとりを用意しておりますけれども、そのほかの避難所のグラウンド等につきましては、いまだ未整備ということでございますので、16年度から順次3か年計画で投光器を設置するという事で、今年度は中学校5校に対しまして発電機、投光器、コードリール、ガソリンタンク、そういった備品を照明器材として設置いたすものでございます。今後の予定としましては、17年度は高校のグラウンド、それから企業のグラウンドに対して5か所、18年度におきましては公園、その他6か所ということでございまして、これで、避難所であります28か所に投光器を設置いたすということでございます

ので、今年度から3年計画でということ  
でございます。

三好委員長 高山情報管理課参事。

高山情報管理課参事 平成15年度と  
16年度の当初予算の比較について8点  
ほどご指摘いただきましたが、予算書7  
3ページの役務費、通信運搬費について、  
15年度当初が79万1,000円、1  
6年度当初192万3,000円という  
ことで、15年度は、ふれあいガイドと  
インターネットの通信運搬費として計上  
しておりましたけれども、平成16年度  
におきましては、これにプラスしまして  
L G W A Nシステムの外部職場との接続  
のために新たにN T Tの公衆回線から光  
回線に変更するための経費分が増額とな  
っております。

15年度当初予算で分電盤設置委託料  
122万9,000円計上しておりました。  
これにつきましては、L G W A N用の  
分電盤設置委託料として計上しており  
ましたが15年度で設置が終了しました  
ので、16年度は計上いたしておりませ  
ん。

予算書74ページの委託料のネットワ  
ーク機器等保守委託料でございますけれ  
ども、これは当初L G W A Nのネットワ  
ークについては、新たにネットワークを構  
築するということで考えておりましたけ  
れども、それ以後、国、府とも協議し、  
また経費節減も考えまして、既存のネッ  
トワークシステムを使ってL G W A Nを  
システムを動かすということで、280  
万9,000円計上しておりましたのが  
不要となりまして、平成16年度当初予  
算についてはこれも同じネットワーク機  
器保守等委託料として21万円計上して  
おりますのは、これは公的個人認証機器  
のいわゆる保守委託料として21万円を  
計上いたしております。

続きまして、L G W A Nシステム借上  
料702万4,000円について16年  
度はないではないかということござい  
ますけれども、これも平成15年度のみ  
の予算計上で、先ほどネットワーク機器  
等保守委託料でご説明申し上げましたよ  
うに、L G W A Nのネットワークについ  
ていわゆる既存のネットワークを使うよ  
うに変更いたしましたので、その分につ  
きまして、これも不要となっております。

続きまして、庁用器具費の平成15年  
度479万7,000円につきましては、  
L G W A N用の機器の購入で、これも単  
年度用でございますので、この分が情報  
管理課分はカットになっております。

続きまして、75ページ、負担金、補  
助及び交付金の電子自治体推進協議会  
の負担金でございますけれども、平成15  
年度当初では666万4,000円。1  
6年度当初は231万5,000円とい  
うことで、これもL G W A Nの機器を導  
入しまして、この場合、大阪府の電子自  
治体推進協議会の方で一括購入で共同入  
札して、それを導入したものでございま  
すけれども、15年度については機器の  
購入があったため、666万4,000  
円となっておりますけれども、16年度  
についてはあとは機器関係の保守の分が  
負担金として支払うことになっておりま  
して、機器の購入から保守に変わり、2  
31万5,000円ということで負担金  
の減額となっております。

電子計算費、83ページ、使用料及び  
賃借料の電子計算機レンタル料の減額で  
ございますけれども、これは現在、電算  
室にN E C製の汎用機がございませ  
ども、それを更新しましたので、いわゆ  
る更新により減額となりました。

次に83ページ、同じく使用料及び賃  
借料の財務会計システム借上料の減額は、

財務会計システムにつきましては平成15年度は執行系、起債管理、予算編成と機器の借り上げを計上しておりましたけれども、平成16年度はいわゆるソフトが予算編成系のみになりましたので、その分が減額となりました。

三好委員長 森西委員。

森西委員 市長選挙費の選挙公営制度の交付金は市単独の選挙に関しては交付をされるということですが、対象はどこに交付をされるのか、聞かせていただけますか。

先ほどちょっと漏れていまして、本保委員も質問されておりましたけれども、創造的人材育成事業ですけれども、私も昨年の一般質問の方でこの事業に関して質問させていただいたのですけれども、これは平成15年から専門的能力開発向上事業を細分化するという事で、また目的としては時代のニーズや市民のニーズの多様化に対応すべく企画、調整力、問題解決能力等の向上を目的とするというところですが、15年は1,134万9,000円の予算を措置して、16年度は588万4,000円と546万5,000円の減、約半分ぐらい減になっていまして、その減の理由はこれから職員をそういうふうな目的をもって能力を高めていこうというような目的ですわね。その減になっていることに関して、なぜかお聞かせ願えますか。

それと、軽自動車税の徴収率ですが、コンビニでは手数料がかかり、領収書が市がわからないというようなことですが、まだ寝屋川、四条畷がこれからということですので、まだ状況としてはどういうふうな形になるか。向こうでトラブルが発生したりというようなところも出てくるかもわかりませんが、今後、寝屋川、四条畷と連携を

とりながら、どういうふうな結果になったというのか、トラブルが発生したのか、それによって徴収率がアップしたのかというようなことも連携をとりながら、1つ考えていただきたいと思います。軽自動車税のみならず、これは市税はすべてに関して考えることができることなので、もしトラブルが発生せずに徴収率がアップするようなことがあるならば、それも1つ考えとして参考にさせていただきたいと思います。

それと、給与なんですけど、管理職に対しましては、よくわかります。2等級以上だということなところで、この等級別の職員数を見たところ、5等級以下の方が極端に少なく、5、6、7等級の割合がかなり低いのですけれども、業務に関してこれが支障を来しているのか、もしくはそれが支障を来してくるものなのか。これは今後どういうふうな等級割合を考えていこうと考えているのか、聞かせてください。

本保委員が消防団に関しての件を質問されておりましたけれども、現在、出勤手当が1,300円というところで、かつては煙が上がったら出勤だというようなことで走られて、今は本部から無線で要請が、その消防団にない限りは待機といいますが、そういうような状態であって、私も消防団員なんで、皆からよく話で出ることがあるのです。煙が上がって、例えば要請がなくて出勤したと。その場合に後で、その出勤料というのは要請がない場合には出るのかどうなのか。皆、気になって、煙が上がっていますから、これは消していけないといけないと思うのですけれども、そういうのがありますので、どちらをとった方がいいのかというようなのがありまして、その辺お聞かせください。

それと、特に鳥飼なんです、大阪高槻線の南北で、もともと旧村に消防団が発生しまして、区画整理になったところというのは消防団がないわけですね。何年か前の連続放火のときに、一応担当区域はそこまでだということで、ずっと巡回をされてきて、実際に震災があって、学校としては2つにまたがっている状態なんです。南部といいますと、鳥飼西小学校、鳥飼小学校があって、北部でしたら、鳥飼北小学校、鳥飼東小学校があるわけなんです。多分震災があって、消防団が動こうというふうになった場合に、活動区域というのは両方の小学校にまたがっているわけなんです。そしたらそのときに消防団の車が1台しかないわけなんです。そしたら旧の村に行けばいいのか。結局区画整理をされたところに行けばいいのかというような、ちょっと皆、迷いがあるわけなんです。

その辺は状況によって臨機応変にというようなことでしょうけれども、震災でしたら摂津市全体的な問題になってきますので、火災でしたらこの地域、この地域というふうに出動ができますけれども、その辺どういうふうにお考えか、お答えいただけますか。

それと、先ほど消防団の人数が1分団12人というふうになっていますけれども、3人、4人のところがあるわけです。片や20人ほど、実際に登録は12人で、登録、それ以外の方は正規の消防団の予備というような形であるところもあります。その地域によって格差があることによって、どのように考えておられるか。答えていただけますか。

それと、国税に関することなんです、国税は例えば差し押さえ等、競売の件なんです、国は相続税が払えない場合、物納したり、所得税、消費税を差し押さ

えしたりすることが実際にあるわけです。例えば国税と市税の割合というのは結局市税の中にも、その中に幾らか含まれているわけですね。

実際に今のところ差し押さえというふうなことをすれば、国税にすべていかれるわけなんです。それを摂津市にも結局滞納されている分に関しては、その分、権利があるというたらいいのですか。その分があるわけですね。それが今のところすべて国税の方に持っていかれているというふうなところで、その税の差し押さえとか、そういうふうな現状と件数なんかはどうなのか、お聞かせ願えますか。

それと先ほどからも職員の700人ということで質問されていますけれども、この職員適正化の基本的な考え方の中に、ずっと退職者数の人数をずっと書いています。平成23年まで327人退職されるわけです。700人にしたいということでしたら、新卒で200人を採用していかなければならないということになってくると思うのです。その辺は新卒を考えながら、700人というのをどう考えていくのか。市としての考えを聞かせていただけますか。

三好委員長 暫時休憩します。

(午後 4時38分 休憩)

(午後 4時39分 再開)

三好委員長 再開します。

砂選挙管理委員会事務局参事。

大砂選挙管理委員会事務局参事 選挙公営制度交付金について、今回の場合、市長選挙の候補者が選挙運動のために使用される自動車、またポスターの作成費用、選挙運動用葉書等の費用を負担するものでございまして、当然候補者に対して交付するものでございます。

三好委員長 中岡市長公室参事。

中岡市長公室参事 先ほど政策推進課長の方がお答えいたしました事務改善の委託料でございますね。あの450万円について、当初は人事課の方で予算を組んでおりましたので、その分が削られているということでご理解いただきたいと思います。

それから、人数5等級以下が確かにご指摘のように39名で、パーセントでいいますと9.8%ということになります。この問題につきましては、今後19年から20年にかけて団塊の世代ということで、そこで大量退職出ますと一遍に若いものしかいてないような格好になりますので、人事課としてもそれを見越して、人員の採用について今まで不補充やった分を毎年かずつ毎年採用している経過もありますので、今後もそういうものについては退職と採用のバランスを考えて、採用も行っていきたいと思っております。

適正化の問題なんですけれども、一応平成18年度末までに750名以下を予定しております。その手法といたしましては、現業職等につきましては退職不補充ということで、非常勤なり、あるいは再任用ということで雇用いたしまして、その分で減数が18名から20名を予定いたしております。事務職につきましては18年までに約50名退職しますので、6割補充という考え方でいきますと、20名の減数になってまいりますので、あとは今現在調査をいたしておりますアウトソーシングなり、非常勤の職場等も含めて考えますと、そういう形で6割補充ぐらいで行っていけば、100人は大量退職の時期、19年から20年にかけては700人以下が達成できるのではないかと考えております。

創造的人材育成事業の分で500万ほど減っているのはなぜかということなん

ですけれども、その分につきましては先ほど言いましたように、495万の事務改善運動の分を当初は人事課の方の予算で組んでおりましたので、その分が今年度についてはなくなったということでございます。

三好委員長 井田総務部参事。

井田総務部参事 差し押さえの現状と件数でございますが、平成14年度の決算時で見ますと、不動産は803件で、税額1億4,959万2,747円。それから電話加入権が194件で、税額で791万9,692円。債権、これは預金とか還付金でございますが、63件で1,101万3,943円の合計にしまして、1,060件で税額1億6,852万8,382円でございます。

差し押さえを執行するについてでございますが、納税交渉とか、納税相談の結果、分割の徴収緩和措置をとりながら、解決を目指しているところでございますが、それでもなお納税に応じない誠意のない滞納者につきましては、財産調査を実施し、滞納処分による差し押さえ等により、市税債権の確保に努めているところでございます。

国と市の市税の関係でございますが、国税につきましては所得税等当該年度に徴収されるべき税金が先に発生しますので、その後において1年後に市民税というのがかかってきますので、どうしても国が先着して差し押さえになってしまいます。これらの差し押さえにつきましては、先着主義でございますから、差し押さえが1番で、もし私どもが後発組になりますと、参加差し押さえということになってきます。その前にもともと先に民間の金融機関等の抵当権が入っておる場合は、それがまた優先されますので、やはり日数的な時間的な問題があつて先に

持っていかれるということかと思っております。

三好委員長 浜崎消防本部次長。

浜崎消防本部次長 もともと消防団に関しましては規定がございます。出勤区分の指定がございまして、これは昭和41年にできた規定なんですけれども、古うございます。それは最初は電話でというお話で、まず発災した場所の地元分団と隣接の分団が出て行く。第2出勤に関しましてはその所属、すなわち4つの区域に分けております。千里丘、味生、鳥飼、味舌です。その4つの区域の中の全分団がっております。

ただし、第1出勤のときには自動車分団、第1分団から第4分団は必ず出るということになってございます。第3出勤になりますと、すべての分団が出るという取り決めになっておりますが、現在先ほどもおっしゃったように、消防の方は防災無線の方ができておりますので、防災無線の方で出勤指令をかけることが非常に多うございます。その場合、こちらの運用上、第2出勤からかける場合が多うございます。ということで、第2出勤となりますと、隣接がいきますので、地区を越えて行く場合もございます。所属地区を越えてあります。それと規定の中では、自分団が例えば火災であると確知した場合は、第2出勤で出ていいという、そういう規定もございます。

お尋ねの件ですけれども、じゃあ、遠くの方で煙が上がっているから、じゃあ、出ようか、出まいかというような判断なんですけれども、原則的には防災無線がございまして、防災無線の指示どおりにやっていただきたいと思っております。

それに関しましても、我々の方も一部の分団の方で例えば千里丘の分団の方が鳥飼に来られたとか、逆に鳥飼の分団の

方が千里丘の火災に行かれたということをお聞きしまして、一度調べた経緯がございまして、平成14年度と15年度、1回ずつございました。それは地域でいいますと鳥飼なんですけれども、鳥飼の第1分団と鳥飼下分団なんですけれども、この分団に関しては屯所が共有しておりますので、第1分団が必ず出ることになっておりますのですが、そのときの連絡網で、鳥飼下分団の方にも恐らく連絡網として、その共有して入っているものかと思いません。それで両方が屯所まで出られて、第1分団が出たので、鳥飼下分団も出てしまったという2件がございまして、それに関しましては、分団長以上の会議の中でも、自分の地域は空にして行ってしまうと、自分の地域のところで何かあった場合困りますので、それはなるべく避けてくれということにしております。

ただし、今まではたくさんの事例がございまして、一応自主的な判断で出てくれはって、それで消火活動もしていただいたということで、手当については出させていただきました。

2番目の鳥飼本町の地域の管轄について、震災時はどうするのかというようなご質問がございましたが、先般、摂津消防本部の方からこういう地図をお渡ししまして、そちらの方のそれぞれの消防団の管轄区域につきまして、既にご通知しているわけなんですけれども、ただうちの消防団というのは、村からの自然発生的なところが多うございますので、まず第一義的には、まず発生した自治会とのつながりが強いので、そこを守らなくてはいけないと私も思います。

ただ、それでいて、新興を見捨てるのかということは、私どもは考えておりません。それに関しましては、第1分団から、第4分団の自動車分団がございまして

第1分団から第4分団の自動車分団がやはり行くべきではないかと、私はそのように考えております。やはり地元から発生したということで、地元のつながりも強うございますので、どうしてもそちらの方に回っていただく方がいいのではないかという気はいたしております。これにつきましては、また消防団の会議等で一度こういう意見も出ていますのでということで、検討させていただきます。

定員割れしている分団もあり、また逆に多く補充員を抱えている分団もあるけれども、どうだというお話ですけれども、確かに向こうの方というのはあれですけれども、確かにそういう分団があるのは、私も存じております。

先ほど本保委員のご答弁にもお答えしたわけでございますけれども、やはり一義的には、定員割れしている分団のエリアの中から新しく分団員を勧誘いたしまして、団員になってもらうのが一番いいかなと思いますけれども、先ほども申しました再編成などで、例えば自動車分団の方に何人か行ってもらうという、そういう再編成も今後必要であろうということで、実際には昨日も消防分団の幹部、副団長以上の会議の中で、そういう話もさせていただいております。まだ具体的にはこうだ、ああだというような、ご提案はできませんけれども、これについても是正するように努力いたします。

三好委員長 森西委員。

森西委員 消防団に関しては、うちの鳥飼野々分団なんですけど、鳥飼西小学校と鳥飼北小学校がありまして、鳥飼北小学校に行くべきやとか、鳥飼西小学校に行くべきやというふうなことで、団員の中でも意見が分かれている部分がありますので、その辺会議をされて、どういうふうな体制をとったらいいかというふう

な、実際に団員が悩んでいますので、その辺の解消をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

それと、税に関することですが、差し押さえが803件あって、1億からあるというところですが、それを国でしたら競売にかけて、それを売却するというふうなことをしていますけれども、市としてはそれを競売にかけることができないのか。第3次行財政改革の実施計画の第1期プランのこの中でも資産活用というところで、市有地の売却というところだけを書いていまして、そういうふうな部分も活用ができないのか。少しでもそういうふうな部分を活用すれば、財政的に助かる部分もあるのではないかというふうに思っていますので、その辺お聞かせ願えますか。

三好委員長 井田総務部参事。

井田総務部参事 市税につきましては、第一義的に自主納付というのが主眼でございます。交渉の結果、無財産の方もおられますし、財産があれば当然それは履行されない場合は押さえていくということで、どうしても国税の方が先に着手されてしまいます。

そういうことで我々がそういうような形の交渉の中で押さえていくと、今度は参加ということになってくるわけでございます。そういう参加差し押さえする場合には、前段で抵当権というのが民間の金融機関なり、いろんなローン会社なりが入っておりますから、当然、こちらから進んでやる場合は、差し押さえ権者がやるわけで、参加はそれの配当をいただくということの押さえになるわけですね。その前段で、まず民間の金融機関から裁判所によって競売をかける場合は、うちの方で配当があればいただけるということでございます。

そうですから、市が進んで率先して、  
そういう市がやる場合は、公売ということ  
になるのですけれども、現在はそれに  
至っていないということでございます。

三好委員長 森西委員。

森西委員 難しいということですが  
ども、市税でも固定資産税というものが  
ありますので、例えばそういうふうな場  
合は発生したときには、またそういうふ  
うな公売というような部分ができるのか。  
可能なのかどうかということも、こ  
れから考えていただきたいというふうに  
思っています。

そうしますと、財源確保という意味で  
も少なからず市にとっては資産という形  
で入ってきますので、またそれを逆に面  
積からすれば、その少ない面積で逆に公  
売で向こうが入札で落としていただけ  
る可能性が高いというような部分も出て  
くるかと思うので、なかなか難しいか  
と思いますが、ひとつ考え等を入れてよ  
ろしくをお願いします。

三好委員長 暫時休憩します。

(午後 4時55分 休憩)

(午後 4時56分 再開)

三好委員長 再開します。

本日の委員会は、この程度にとどめ散  
会します。

(午後 4時57分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

総務常任委員長 三好 義 治

総務常任委員 山本 善 信